

令和4年第1回矢掛町議会第1回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和4年2月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午後 1時15分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                               |                             |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 町 長 山 野 通 彦                   | 教 育 長 嶋 山 英 二 (途中退席)        |
| 総 合 政 策 監 安 部 正 和             | 総 務 防 災 課 長 堀 賢 一           |
| 企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治           | 健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一       |
| 福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子         | 産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正         |
| 教 育 課 長 藤 原 徳 忠               | 矢 掛 病 院 事 務 長 稲 田 欽 也       |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 丹 下 裕 之 | 総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士     |
| 企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘       | 企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文      書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第 1 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正

する条例制定について

議案第 2 号 令和 3 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について

議案第 3 号 令和 3 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 4 号）について

議案第 4 号 令和 3 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第1回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

なお、この臨時会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議長より執行部に対して、議案説明に必要な最小限の人員での出席を求めていますので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。また、本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番山部多喜夫君と、7番花川大志君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（土田正雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第1回矢掛町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの変異株——オミクロン株による感染が急拡大し、拡大防止のため、現在、岡山県を含む34都道府県がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されております。岡山県では、飲食店などに対して、営業時間の短縮や酒の提供を行わないよう求めたり、感染が拡大している学校への対策を図ったりするなどしており、町といたしましても、これまで以上に緊張感を持ち、この難局を乗り越えていきたいと思っておりますので、議員、町民の皆様には、引き続き、マスクの着用や手洗い、三密の回避、部屋の換気など、基本的な感染対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いをいたします。また、2回目のワクチン接種を完了した方を対象に、1月25日から3回目の接種が始まっておりますので、可能な限り接種をお願いいたします。

そうした中で、このたび、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナ予算と、看護、介護、保育などの現場で働く方々の処遇改善についての条例改正及びその予算につきまして、御審議・御決定いただきたく、この臨時会を招集させていただきました。今回の臨時議会のテー

マは、困った人、お世話になった方に1日でも早く、これが今回の臨時会のテーマでございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種の状況について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国で感染が拡大しております。岡山県においても爆発的に感染が拡大し、1月27日から2月20日までの期間、まん延防止等重点措置地域に指定され、対策を強化しております。

矢掛町では、令和4年1月15日から31日までの間に、50人の感染が確認されております。年齢別で見ますと、10代以下が17人、20歳から64歳までが25人、65歳以上の高齢者が8人となっており、高齢者のうち、岡山県が優先観察対象としている75歳以上の高齢者は3人という状況でございます。

議員の皆様を始め、町民の皆様にも、不要不急の外出を控え、可能な限り不織布マスクの着用を、そしてまた、手指消毒や換気などの基本的な感染対策を改めて徹底していただきますようお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種について、御報告いたします。

新型コロナワクチンの追加接種 ―― 3回目の接種が、個別接種は1月25日から、集団接種は1月27日から始まっております。当初の計画では、個別接種は2月1日から、集団接種は2月14日から予定しておりましたが、国が接種の前倒しの方針を示しました。私といたしましては、1日でも早く接種を始めるということにして、ワクチンの供給スケジュール等を、私みずから、検討・協議し、また、町内医療機関とも調整した結果、先ほど申し上げた日程に繰上げをすることができました。

また、今回の追加接種では、医療機関の負担軽減のため、電話での予約は、町コールセンターで一括して受けることにいたしております。1月末までの予約件数は4,000人で、約5,000の方に接種券をお送りしておりますので、予約率は約80パーセントとなっております。

また、今回の接種では、個別接種をファイザー社のワクチンで、集団接種をモデルナ社のワクチンで対応しておりますが、予約の状況に大きな偏りはなく、今のところ順調に進んでおります。

先般、町村長会議をやりましたが、やはり県下全般ではモデルナのほうが多少敬遠されている状況にあるということの中で、県のほうでしっかりとモデルナの有効性もPRするようにという要望もございました。矢掛では、ほぼ予定どおりの状態が続いております。

次に、5歳から11歳までのワクチン接種について、現時点での御報告をさせていただきます。5歳から11歳まで用のファイザーワクチンは、1月21日に薬事承認され、26日のワクチン分科会で実施の方向で承認されております。今後、2月に国のワクチン分科会で臨時接種の諮問をし、その後、省令改正等の事務手続きを経てから接種開始となる見込みであります。実際に使用する小児用ワクチンは、2月から輸入される予定であるとのことですが、各市町村に到着する日までは明示されておられません。

矢掛町の対象者は約700人程度で、町といたしましては、今後、矢掛病院を始め町内医療機関と、また、必要に応じて岡山県とも協議を進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、接種券が届いた時点で予約が可能となる時期を調整して接種券を発送しておりますので、接種券が手許に届いたらすぐに予約をして3回目のワクチン接種を受けていただきたいと思いますと考えております。

今後も、町から発信する情報に十分注意していただき、ワクチンの予防効果を高め、感染を予防し、自分の命だけでなく、家族や職場の同僚、地域の方々の命を守ることにもつながりますので、接種可能な方は必ず3回目の接種を受けていただきますようによろしく願いをいたします。

報告第2号、カモ井加工紙株式会社との立地協定及び公害防止に関する協定の調印式について、御報告申し上げます。

このたび、カモ井加工紙株式会社より、矢掛町中地内に新工場を建設したいとの申出があり、事業を実施するために矢掛町への協力要請がありました。そこで、本年1月17日月曜日に、矢掛町とカモ井加工紙株式会社との立地協定及び公害防止に関する協定を締結いたしました。

この協定締結に基づき、カモ井加工紙株式会社の新工場の建設について、事業実施に関する関係許可事項の指導、その他の協力を行うこととなります。なお、調印式には、私とカモ井加工紙株式会社代表取締役社長 鴨井尚志氏が署名・調印をし、土田議長に立会をしていただきました。

カモ井加工紙株式会社は、本社が倉敷市にある粘着式補虫製品の製造からスタートし、つまり、ハイトリ紙ですね。2023年——令和5年には創業100周年を迎える会社でございます。1991年——平成3年に矢掛町中地区で矢掛工場の操業を開始し、粘着製品、主に和紙マスキングテープを製造しており、建築資材破損防止や車両の塗装などに用いる工業用粘着テープで国内シェア6割のトップメーカーであります。矢掛工場は、約30年間順調に操業を続けてきており、今後も海外向けを中心に和紙粘着テープの販売は伸びていく見込みで、更なる生産能力の増強が必要となり、既設の矢掛工場の東の土地を約4.7ヘクタール取得し、新工場を建設されるということです。なお、国内建築関係、車関係、その他工場など、さまざまな分野に販売しており、近年はヨーロッパ、中国など海外向けの出荷も増えております。現在、矢掛工場が工業用の全てを生産しており、新工場の操業で3割の増産を目指すとお聞きしております。

工場の着工は、2024年——令和6年4月、操業開始は2026年——令和8年3月の予定で進められております。

企業立地は、町の底力の安定を図る上で、重要な施策であると考えております。町といたしましては、積極的に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。この事業自体は、土地開発公社が対応するということになります。

報告第3号、住宅団地の販売について、御報告申し上げます。お手許に配付しております、2枚のチラシを御覧いただきたいと存じますが、このたび、矢掛地区と小田地区の住宅団地の完成を受けて、販売を開始いたします。

矢掛地区の金谷第2住宅団地は、分譲区画数は11区画、小田地区のこうど住宅団地は、分譲区画数は21区画でございます。この金谷住宅については、以前、片岡産業の跡地。こうど住宅団地は、地元からの要望の団地でございます。いずれも立地環境も良く、お求めやすい価格設定というふうに思っております。受付開始は、2月24日木曜日でございます。この団地造りは、土地開発公社が実施した事業でございます。

この住宅施策自体は、町の人口増対策の中でも重要な施策でございます。議員の皆様におかれましては、ぜひ、この住宅団地のセールスマンとして、お知り合いの方にもお声掛けいただき、定住促進につなげていただきたいと存じます。

なお、もう一つの団地が、ほぼ完成しておると。東三成団地がございます。それは、情報が決まり次

第, また報告したいと思います。

報告第4号, 英語指導助手の採用について, 御報告申し上げます。

この事業は, 外国青年を英語指導助手として招致し, 町内の子供たちが, 幼児期から国際感覚を身に付けられるよう, こども園・保育園において, 英語の巡回指導を行っているものであります。

新型コロナウイルスの影響から中断しておりました外国青年招致事業を再開し, アメリカ合衆国出身のカイ・ミヤバヤシ・マッギンさんを, 2月1日付で採用いたしました。

お手許に資料を配付しておりますが, 22歳, アメリカ合衆国ペンシルベニア州出身のカイさんは, 大学では都市建築学を専攻し, 江戸時代の建築を研究されておりました。歴史ある矢掛町で, 英語指導助手として働くことを非常に楽しみにされています。カイさんは, 日本人の母を持ち, 非常に流暢な日本語を話されます。

カイさんを英語指導助手として採用することにより, 引き続き英語教育を発展させ, ますます外国語等に親近感を持たせるとともに, 国際交流の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので, よろしく願いをいたします。

報告第5号, 矢掛宿重伝建選定記念矢掛町民マラソン大会の開催の延期について, 御報告申し上げます。

例年開催しております矢掛本陣マラソン全国大会は, 新型コロナウイルス感染症の影響により, 今年度は町内在住・在勤・在学の方を対象にした町民マラソン大会として, 2月20日日曜日に開催を予定しておりましたが, 岡山県全域にまん延防止等重点措置が適用されたことを受け, 3月13日日曜日に延期して開催することといたしております。

本大会は, 令和2年12月に矢掛宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを記念し, 矢掛宿の町並みを中心に5キロと2.5キロの2コースを設け, 歴史的町並みと古民家再生, 無電柱化, 道の駅の融合により, 更なる賑わい創出をみせる矢掛の風を肌で感じながら, 健脚を競っていただきたいと思います。

既に490名の参加申込をいただいておりますが, ぜひとも多くの方々に御参加いただき, 盛大に開催したいと考えております。

議員の皆様には, 当日は御多用のこととは存じますが, お繰り合わせ御出席いただき, 御声援いただきますようよろしくお願いいたします。

以上, 報告5件でございます。

**○議長（土田正雄君）** 町長からの報告が終わりました。

次に, 議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては, お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

以上で, 諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第2号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）について

議案第3号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第4号）について

議案第 4 号 令和 3 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（土田正雄君） 日程第 4，議案第 1 号の条例改正案件 1 件及び議案第 2 号から議案第 4 号までの補正予算案件 3 件を一括議題といたします。それぞれの提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第 1 号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

このたびの改正につきましては、令和 3 年 1 月 1 9 日に閣議決定され、現在進められている、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策の一環で、看護・介護・保育など現場で働く方々の収入の上げを国の要請により、いち早く実施するものでございます。

矢掛病院、たかつま荘、認定こども園及び各保育園で従事する一般職員並びに会計年度職員に対して、それぞれ特殊勤務手当などで加算支給することに伴う改正でございます。

財源は、全額国の補助金で、上限額を最大限に活用することとしており、令和 4 年 2 月から支給するものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 2 号から議案第 4 号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

なお、議案第 2 号の一般会計補正予算につきましては、地方自治法第 218 条第 1 項の規定、議案第 3 号及び議案第 4 号の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算につきましては、地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第 2 号、令和 3 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正額は 1 億 6,000 万円で、補正後の予算総額は 9 億 6,900 万円となっております。

内容につきましては、昨年 1 2 月末に新たに配分のありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止と町民及び町内事業者への支援、そして、議会から要望のありました稲作農家への支援等を早期に実施するために編成したものでございます。

本年度、既に実施しておりますコロナ対策事業から、令和 4 年度へかけても切れ目なく支援を継続してまいりますために、配分された交付金の全額をこの予算へ計上し、大半の事業は繰越により実施させていただくこととなります。

また、国の施策に対応し、町立の保育園・こども園の保育士の処遇改善と、放課後児童クラブにおいて同様の賃上げをこの 2 月から行うために必要な経費も、併せて計上しております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、いずれも、1 日でも早く。私が、このテーマで指示をして、この場へ間に合わせたわけでございます。必要な方へ必要な支援を届けていく。かなり、制度設計、事務手続きも掛かりますので、これが議決次第、スタートしたいと思っております。

次に、議案第 3 号、令和 3 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、今回の補正額は、収益的収入は 700 万円増の 1 億 9,880 万円、支出は 100 万円増の 1 億 9,280 万円で、収支差引 600 万円としております。

主な内容といたしましては、新型コロナ禍における病院の減収補填として、一般会計からの繰入金と、国の経済対策の一つであります看護師等の処遇改善事業を実施するものでございます。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第4号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、収入・支出ともに50万円を増額し、補正後の予算額は、収益的収入が3億6,550万円、収益的支出が3億2,550万円、収支差引4,000万円の純利益を計上する予算編成となっております。

主な内容につきましては、新型コロナ禍における国の経済対策の一つであります、介護従事者等の処遇改善事業を実施するものでございます。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第1号から議案第4号までの提案理由並びに説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 次に、議案の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 〔議案第1号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第2号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第3号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第4号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第2号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）について、議案第3号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第4号）について、議案第4号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため、暫時休憩したらと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩します。

ここで、お知らせいたします。この後10時25分から3階大会議室で総務文教常任委員会が開催されます。さらに、総務文教常任委員会終了後、予算決算常任委員会を開催いたしますので、委員の皆様

はそれぞれ御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、教育長におかれましては、公務のため、この後の会議を欠席したい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

議案第1号から議案第4号までを一括議題とし、委員長報告を行います。これらは、本日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、まず、総務文教常任委員長、高月敏文君、お願いいたします。2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本日の議会において付託を受けました、議案第1号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についての1件について、本日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、関係職員の説明を聴取しながら、慎重に審査いたしました。

議案第1号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についての審査では、保育士、看護師、介護士等の額がそれぞれ違うのはなぜかといったといった質疑がありましたが、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君、お願いいたします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました、議案第2号から議案第4号までの補正予算案件3件について、議案審査のため、本日、午前10時45分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、教育長以下、関係職員の出席を求め、質疑応答により、慎重に審議いたしました。

詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について御報告いたします。

まずは、議案第2号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）についての審査内容についてありますが、民生費では、障がい者・高齢者外出支援助成事業の制度内容及び実施期間、保育士等処遇改善における対象人数を確認いたしました。衛生費では、健康増進事業協力者への感染対策支援事業の制度内容を確認いたしました。商工費では、販路開拓・設備導入等支援事業、対面事業者等一時支援金、やかげの魅力再発見事業、観光まちづくり推進支援事業、DMO新型コロナ対策事業について、事業の目的、効果、制度について詳細な説明を求め、内容を確認いたしました。教育費では、授業環境高度化推進事業に伴う、教育用タブレットの運用方法についての質疑応答を行い、事業内容を確認いたしました。

審査の結果、商工費の補助金については、今回計上されている5つの補助金全てを一事業者が利用できる可能性があることから、反対する意見もありましたが、賛成多数で原案を了とした次第であります。

続きまして、議案第3号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第4号）についての審査内容に

つきましては、特段の質疑はなく、賛成多数で原案を了といたしました。

最後に、議案第4号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についての審査内容についてであります。特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 2号議案の令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）の民生費の2事業、それから、商工費の5事業について、反対討論を述べます。

まず、民生費のほうですが、矢掛病院経営支援600万円。ごめんなさい、衛生費の間違いでした。それから、健康増進事業協力者への感染対策支援事業75万。どちらも額があまりにも少な過ぎる。今後、いま、さまざまなかたちで子どもたちを通じての感染拡大が広がっています。矢掛町でも毎日のように感染が報告されています。まだ、大きな波が来る可能性も十分あります。検査体制を十分確立するためには、この二つの事業だけではとても予算が足りない。桁を二桁伸ばす必要があると私は考えています。なぜかといいますと、具体的には、PCR検査をしてみると言って手を挙げた医者が手を下ろし掛けています。そういう状況を支援するためにも、この額ではあまりにも少な過ぎるし、病院にとっても、この額はやっぱり少ない。そういう意味で反対します。

もうひとつ、商工費5事業ですが、委員会でも申しましたように、この5事業について「全ての事業に一業者が、1番目も2番目も3番目も4番目も5番目も、全部に手を上げることができるのか？」と言いましたら、担当課長が「できる」と申しました。これでは、特定の業者がこの予算を独り占めする可能性は十分にあります。そういう意味で、この商工費には賛成できません。

以上、反対討論終わります。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案の性質上、分離して採決をお願いします。

お諮りいたします。議案第2号については、討論がありましたので、議案第1号、議案第3号及び議案第4号と議案第2号を分離して、採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第1号の条例改正案件1件と議案第3号及び議案第4号の補正予算案件2件について、委員長報告は、これを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第1号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第3号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第4号）について、議案第4号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど反対討論がありましたので、議案第2号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第2号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第2号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究につきましては、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、これをもって第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

困った人に一日でも早く、できるだけ早くをモットーに唐突な臨時議会を招集させていただき、議員の皆様には気持ち良く対応していただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

今回の臨時議会につきましては、条例改正1件及び補正予算3件の上程でございましたが、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。即座に行動開始いたします。

今のコロナ状況、非常に厳しい状況がございます。また、繰り返しとなりますが、議員並びに町民の皆様には、引き続き不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策に力を合わせて取り組んでいただきますよう、御協力をお願いいたします。

議員の皆様には、健康に御留意いただき、来月には、定例会の招集ということになりますので、よろしくお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 以上をもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

午後1時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和4年3月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時20分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦  
総 合 政 策 監 安 部 正 和  
企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治  
健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一  
産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正  
上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志  
矢 掛 病 院 事 務 長 稲 田 欽 也  
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 丹 下 裕 之  
総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士  
企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎

教 育 長 嶋 山 英 二  
総 務 防 災 課 長 堀 賢 一  
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹  
福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子  
建 設 課 長 渡 邊 孝 一  
教 育 課 長 藤 原 徳 忠  
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治  
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之  
企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第 5 号 教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第5 議案第 6 号 矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて
- 日程第6 議案第 7 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議案第 8 号 岡山県西部衛生施設組合規約の変更について
- 議案第 9 号 矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第15号 矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第18号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第19号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には年度末を控え、御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労様です。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土田正雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番川上淳司君と、9番浅野 毅君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（土田正雄君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2日から16日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から16日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（土田正雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今年も、はや3月に入り、柔らかな日差しが心地よく感じ、木の芽の膨らみ、花のつぼみに、少しずつではございますが、春への移り変わりを思わせる時候となってまいりました。

そのような中で、先月まで行われておりました北京オリンピックでは、日本のメダル獲得数が冬季オリンピックで過去最多となり、連日の日本人選手の活躍や世界各国の選手たちの激闘が、お茶の間を熱くしたところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、岡山県を含む31都道府県が今月6日まで、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されており、予断を許さない状況であります。感染を拡大させないためにも、町民の皆様には、引き続き基本的な感染対策を行っていただくとともに、更に感染予防が期待できる3回目のワクチン接種につきましても、よろしくお願いいたします。

また、経済状況につきましては、政府によります2月の月例経済報告で、“新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られる”と景気の全体判断を下方修正しており、景気の先行きに強い警戒感が示されているところでございます。

そうした中、政府では、予算総額約107兆6,000億円と過去最大規模となる新年度予算を組み、先般、衆議院を通過し、参議院へ送られたことによりまして、事実上、年度内成立が確定したところであります。

一方、岡山県の令和4年度一般会計予算につきましては、約7,634億円と前年度と比べ0.5パーセントの増額となっており、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた施策を含む新型コロナウイルス感染症への対応と豪雨災害からの復旧・復興に加え、教育の再生、産業の振興に重点を置いた予算編成となっております。

本町につきましては、私自身、4期16年間お世話になり、今定例会が最後の定例議会となりますが、町政をあずからせていただいて以来、取り組むべき課題である人口増対策。これを実現するための子育て支援の充実、教育の振興、健康、福祉、介護対策、安心・安全のまちづくり及び観光を含めた産業振興をテーマとして掲げ、事業執行してまいりました。こうした中であって、議会を始め、町民の方々の御理解と御協力を賜りながら、あらゆる施策を積極的に展開し、財政の健全さを維持することができておりますことに、感謝申し上げたいと思います。

今議会では、選挙年ということで、令和4年度予算につきましては、骨格予算についての御審議をいただきますが、安定した町民生活が送れるよう、各事業分野に最大限配慮いたしておりますので、議員を始め、町民の皆様には、一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、積年の課題でありました旧矢掛商業高校跡地活用につきましては、住民の代表の方に説明をさせていただき了承を得ており、また、議員の皆様には説明する中で、好印象を得ましたので、この議会に提案をさせていただきます。どうか、適切な御判断を賜りますよう、お願い申し上げます。

そして、長きにわたって本町の教育行政に御尽力いただきました嶋山教育長から、過日、一身上の都合によりまして、今月末をもって職を辞したいとの申出を受けましたので、事務手続きの後、町長として了承し、新教育長人事をお願いしておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、人事案件について2件、普通財産の無償貸付けについて1件、岡山県西部衛生施設組合理約の変更が1件、条例の一部改正、廃止及び新規制定が8件、過疎計画の変更について1件、令和3年度各会計補正予算が3件、令和4年度各会計予算が10件の計26議案でございます。

どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本定例会では一般質問をお受けすることにいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。全部で8件です。

まず1件目、新型コロナウイルスワクチン接種について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界で4億人以上の方が感染し、日本でも約500万人の方が感染するなど猛威を振るっております。

岡山県の状況は、感染者が2月28日現在で4万8,000人を超えております。矢掛町でも、2月末現在で228人が感染し、そのうち1月以降の感染が179件で、約8割が1月以降の感染という状況でござ

います。

議員の皆様を始め、町民の皆様には、マスクの着用や手指消毒、換気などの基本的な感染対策を引き続き徹底していただくようお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種について、御報告いたします。

2月の臨時議会でも御報告いたしましたが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種——3回目接種が、個別接種は1月25日から、集団接種は1月27日から始まっており、1か月が経過しました。2月末までに約9,000人に接種券を送付していますが、2月末現在の予約率は80パーセントとなっております。また、3回目接種の接種率は、2回目接種者に対する接種率で約60パーセントとなっております。なお、高齢者は、約80パーセントの方が接種を終えられております。

次に、5歳から11歳までのワクチン接種について、御報告させていただきます。5歳から11歳までのワクチン接種につきましては、3月7日月曜日に、対象者約700人に接種券を送付する予定です。接種開始は、医療機関と協議した結果、3月22日火曜日以降で、接種する医療機関は現時点で、岡山市に登録手続きをした3つの医療機関となっております。予約は、電話又はインターネットの予約となります。接種は保護者同伴で、母子健康手帳を持参していただくことになります。

新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種については、今後も、町から発信される情報に十分注意いただき、ワクチンの予防効果を高め、感染を予防し、自分の命だけでなく家族や職場の同僚、地域の方の命を守ることもつながります。まだ、接種していない方で、接種可能な方は必ず3回目の接種を受けていただきますようお願いいたします。

報告第2号、ダイダン株式会社中国支店による企業との協働の森づくり事業について、御報告申し上げます。

町では、県のコーディネートの下、企業による森づくり活動を進めており、このたび5件目となる、ダイダン株式会社中国支店との企業との協働の森づくり事業、“ダイダンの森 森づくり協定”を締結いたしました。

ダイダン株式会社は、大阪市に本店があり、建物の建築設備の設計や施工を手掛ける総合設備工事企業であります。明治36年の創業以来、約120年の歴史を誇り、岡山市内を含め全国に支店を持たれております。

森林は二酸化炭素を吸収し、多様な生物を育み、豊かな水の恵みをもたらすことから、企業としてその育成を支援することは、企業スローガンである“光と空気と水を生かす”との親和性も高く、サステナブルな社会の実現に向け価値が高いと考えられ、国内の本社や支店のある10か所で各自治体と協定を結び、全社的に森林育成活動を進められております。

そうした中、中国支店エリアの岡山支社からの距離が近いことに加え、活動場所が亀島キャンプ場に近いなど、企業の森としての管理や社員による森林保全活動に適していると判断され、活動場所として本町を選んでいただき、このたびの協定締結に至りました。

今後、令和14年3月まで10年間掛けて、亀島キャンプ場の南側に位置する町有林約1.6ヘクタールにおいて、県林業普及指導員等の指導を受けながら、ヤマモモやクヌギなど約5,000本を植林される予定であります。

町といたしましては、このたびのダイダン株式会社中国支店の参画により、企業との協働の森づくりの活動が一層盛り上がることを期待するとともに、亀島キャンプ場の活用を始め、企業との交流を図り

ながら、町の活性化、地域社会との交流につなげていきたいと考えております。また、岡山県では、平成21年度から森づくり活動で整備した森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証し、認定証を交付するなどの取組も行っていることから、町といたしましても、こうした活動を通じて、今後も脱炭素社会に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

報告第3号、住宅団地の販売について、御報告申し上げます。

先般、2月臨時会で、住宅団地の販売について、御報告したところでございますが、新たに現在、東三成地区に整備しております住宅団地の販売予定について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしております、資料を御覧いただきたいと存じます。

現在、東三成地区に、ゆくべ第2住宅団地を整備中で、販売開始は5月を予定いたしております。分譲区画数は5区画で、立地環境も良く、お求めやすい価格設定となっております。

なお、先月24日から販売を開始いたしました住宅団地の申込み状況でございますが、昨日現在、金谷——矢掛ですけど、第2住宅団地は、11区画中5区画、こうど住宅団地は、21区画中2区画で販売ができております。

住宅施策は、町の人口増対策の中でも重要な施策でございます。議員の皆様におかれましても、引き続き、この住宅団地のセールスマンとして、お知り合いの方にもお声掛けいただき、定住促進につなげていただきたいと存じます。

報告第4号、小田川河川敷の雑木伐採について、この事業の私自身16年間の思いを含めて、御報告させていただきます。

町長就任当時——16年前、国管理の真備町から県管理の矢掛町に入った状況が「小田川が、町長、ジャングルだ」と、やゆされるようなことがありました。それがきっかけで、現在の小田川は、町民の皆様や町外の方からも、とてもきれいな川になったと高い評価を受けていただいております。

この始まりは、東三成の谷藤グループの自主活動から始まりました。その後、東から西へ、住民グループの方々の奉仕作業が続いてまいりました。町長にとって、この住民活動については、本当に頭が下がる思いであり、今の状態がこれから発表できるのも、こういう方々がいたからということになります。

それを受けて、私は岡山県のほうへ要望活動ということをやりました。その後、平成19年から15年間、岡山県から約3億6,500万円の予算を獲得し、異例の県発注でなしに、私が交渉して本町が委託を受けて、町主導で小田川の美化を目的として、河川敷の雑木や河川内の川の流れを阻害する雑木について、伐採を継続的に実施してまいりました。

伐採後は、牧草地としての管理や地元河川愛護団体の御協力により、全国でも先進的な管理に努めております。河川管理のモデルができたというふうに思っております。ぜひ、完成後、御覧いただきまして、川をこうずっと通っていきますと、見違える状態が目に見えると思います。こういうかたちの中で、今度は先ほどの嵐山付近、かわまちづくりというふうにつながっていければということで、期待をしておるところでございます。

報告第5号、矢掛病院常勤医師の異動について、御報告申し上げます。

このたび、岡山大学の人事によります常勤医師の異動があり、塩尻正明医師が3月末で退職されます。そして新たに、岡山県の地域枠医師として、4月1日から、岡 美苗医師をお迎えすることとなりましたので御報告申し上げます。

塩尻正明医師におかれましては、令和3年4月から矢掛病院に内科医として赴任され、1年間の勤務

ではありましたが、矢掛町の医療に御尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りしたいと思います。

また、新たにお迎えする岡 美苗医師は、医師不足のために、私が追い求めてまいりました、県の地域枠制度で派遣される最初の医師でございます。現在は、岡山大学病院に勤務されている外科の医師でございます。

議員の皆様におかれましても、引き続き、格段の御支援を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第6号、介護老人保健施設たかつま荘施設長の就任について、御報告申し上げます。

現在、矢掛病院の名部管理者に施設長を兼任していただいております、たかつま荘につきまして、4月1日から新たに施設長といたしまして、佐古真一医師をお迎えすることになりましたので、御報告申し上げます。

佐古真一医師におかれましては、現在、岡山済生会病院に勤務されている医師でございまして、たかつま荘を利用される皆様の体調管理に、引き続き万全を期していただけるものと考えております。

なお、佐古医師は、矢掛病院の泌尿器科の医師としても勤務していただくことにいたしておりますので、併せて御報告申し上げます。また、名部管理者につきましては、矢掛病院の事業管理者として、引き続き病院経営や医療の充実などに御尽力いただくことになります。つまり、矢掛病院の専属になるということでございます。元へ戻るということでございます。

議員の皆様におかれましても、引き続き、格段の御支援を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第7号、出初式の開催について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により延期しておりました矢掛町消防出初式を、4月3日日曜日午前10時から、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付を始め、消防業務に功労のあった団員への表彰状の贈呈などを行うことにしております。なお、本式典や役場前での観閲は、新型コロナウイルス感染症対策として、人数など規模を大幅に縮小して行います。また、例年実施しておりました市中パレード並びに弦橋上流の河川敷での樽出し・くす玉割り競技及び一斉放水は中止いたします。昨今の状況を鑑み、規模を大幅に縮小しての開催に御理解を賜りますようお願いいたします。

報告第8号、令和4年春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております、春の交通安全県民運動が4月6日の水曜日から15日の金曜日までの10日間、“思いやり ゆとりは無事故へ つづく道”をスローガンに、県下一斉に行われます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、交通事故ゼロを目指し、更なる交通安全の周知徹底を図ってまいりますが、町民の皆様には改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという、強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思います。

令和3年中の交通事故の発生状況につきましては、人身事故件数は目標20件以下に対して18件発生しております。総事故件数は目標280件以下に対して275件、死亡事故は令和2年5月12日以降発生なし、という状況でございます。目標は達成しておるということでございます。引き続き、交通安全対策に努めてまいります。

どうか、議員の皆様にも、それぞれのお立場で、引き続き交通事故ゼロを目指し、御協力いただきま

すよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告でございます。

○議長（土田正雄君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと
思います。また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各
自御検討をお願いいたします。さらに、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書表のとおり
配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第5号 教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

**○議長（土田正雄君）** 日程第4、議案第5号、教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて  
を議題といたします。町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは、議案第5号、教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて、  
提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会教育長の嶋山英二氏が、任期の途中ではありますが、令和4年3月31日をもって辞職さ  
れますので、その後任といたしまして、新たに、矢掛町小田6137番地、山部英之氏を任命いたしたいと  
存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、この議会  
の同意を求めるものでございます。

嶋山英二氏におかれましては、平成24年10月1日から、9年6か月にわたりまして教育長として  
在職いただき、その間、学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いた  
いたところでございます。

そこで、後任の山部英之氏の経歴につきましては、お手許に配付いたしております、資料番号1を御  
覧いただきたいと存じますが、山部氏につきましては、昭和56年から小学校教諭として勤務され、本  
年3月に学校法人就実学園就実小学校校長を退職されるまで、長きにわたり学校教育に尽力され、豊富  
な経験を有しておられる方でございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から、令和6年9月30日までの前任者の残任期間でござい  
ます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり同意することに決して、御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第5号、教育委員会教育長の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて

○議長（土田正雄君） 日程第5、議案第6号、矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについてを議題といたします。町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第6号、矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

現在、審査会委員として委嘱いたしております委員の任期が、本年3月末で満了となりますので、鳥越良光氏、伊藤治彦氏、小林裕彦氏の3名にお願いしたく、矢掛町行政不服等審査会条例第4条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

委員の職務は、行政不服審査法の規定により、その権限に属させられた事項を処理し並びに矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例の規定による諮問に応じて審議し、答申するものでございます。

なお、今回お願いする3名につきましては、教授、弁護士など、各分野での専門的な知識をお持ちの方々でございまして、任期は令和4年4月1日から2年でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに決して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号、矢掛町行政不服等審査会委員の委嘱に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 普通財産の無償貸付けについて

議案第8号 岡山県西部衛生施設組合規約の変更について

議案第9号 矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定

について

議案第 14 号 矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について

議案第 15 号 矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について

議案第 16 号 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について

議案第 17 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第 18 号 令和 3 年度矢掛町一般会計補正予算（第 8 号）について

議案第 19 号 令和 3 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 20 号 令和 3 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

**○議長（土田正雄君）** 日程第 6，議案第 7 号の普通財産の無償貸付け案件 1 件，議案第 8 号の岡山県西部衛生施設組合理約の変更案件 1 件，議案第 9 号から議案第 16 号までの条例改正・制定案件 8 件，議案第 17 号の矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更案件 1 件，議案第 18 号から議案第 20 号までの補正予算案件 3 件の計 14 件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは，議案第 7 号，普通財産の無償貸付けについて，提案理由を御説明申し上げます。これは，町有財産を無償で貸し付けたいので，地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

この件につきましては，旧矢掛商業高校跡地の活用事業者の公募に対して応募を受け，住民代表や有識者等からなる選考委員会においても了とされ，議員の皆様にも御説明をさせていただきました。

学校法人貝畑学園による，日本語専門学校の用に同跡地を供するための契約を締結するにあたり，過去に岡山県から建物の無償譲渡を受けている経緯等から，無償で貸付けを行う必要があるため，この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第 8 号，岡山県西部衛生施設組合理約の変更について，提案理由を申し上げます。これは，地方自治法第 290 条の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は，岡山県西部衛生施設組合において，共同処理する事務を追加するものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第 9 号から議案第 16 号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第 9 号から議案第 13 号までにつきましては，条例の一部改正に関するもの，議案第 14 号につきましては，条例の廃止に関するもの，議案第 15 号及び議案第 16 号につきましては，条例制定に関するものでございますが，いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第 9 号，矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で，本町においても行政手続の簡素化を図るため，所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第 10 号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでござ

ざいます。今回の改正は、人事院により国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が発表され、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和などが、令和4年4月1日から施行されることを踏まえ、本町においても、同様の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第11号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、令和3年度人事院勧告どおり国家公務員の期末手当の引下げが令和4年2月1日閣議決定されたことを受け、本町においても令和4年度の期末手当の引下げに加えて、令和3年12月分の見送られた引下げも併せて実施するものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第12号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、昨年4月13日付け消防庁からの通知において、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬の増額並びに出動報酬の新設を求められていること並びに条例定数と実団員数の大きな人数差を是正する改正でございます。特に、年額報酬増額と出動報酬新設については、本町の消防団の歴史においても前例の無い大きな処遇改善となるものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第13号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和4年6月30日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第14号、矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定についてでございますが、本基金は、平成5年度に、中山間地域等の土地改良施設の適切な維持管理に関する調査、研究、啓発等の活動を援助することを目的に設置したものでございますが、これまでの運用状況及び現在の残高から、基金財産として管理する意義が低いと考えられるため、この際、廃止させていただくものでございます。この年度では、当然、お金はゼロになっております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定についてでございますが、今年度、中川地区江良地内に建設中の避難所について、地方自治法第244条の2の規定により、その設置及び管理について条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第16号、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定についてでございますが、内容につきましては、建築基準法第85条の3に基づきまして、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限を、この条例によって緩和するものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第17号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。これは、過疎地域持続的発展特別措置法第8条第10項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業につきましては、その財源として、後年度に借入額の

7割が交付税措置される、過疎対策事業債を発行することができるものでございますが、このたび、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要が生じたため、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第18号から議案第20号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。なお、議案第18号及び議案第19号の一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第20号の矢掛町下水道事業会計補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第18号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正額は2億6,900万円で、補正後の予算総額は99億4,800万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、本年度のふるさと納税寄附金を1億円と見込み、歳入予算の増額を、総務費へ返礼品等に必要な経費を計上しておりますほか、農林水産業費へ新規就農者への支援金を、土木費へ道の駅における人流データの収集機器の経費を、そして教育費へはアスリート育成強化のための補助金を計上し、新規就農者支援と道の駅の機器設置については全額、アスリート育成強化補助についてはその一部へ、財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。寄附金の活用でございます。

また、教育費へは、先般、校長会と町長とで懇談会を実施いたしました、その中で非常に要望が多かった小・中学校のトイレにつきまして、特に洋式化率の低い学校で重点的に洋式化への改修を行い、子どもたちが今の時代に合った環境で学校生活を送れるよう、所要の経費を計上いたしております。

さらに、諸支出金では、国の税収が当初見込みよりも大きく上振れたことにより、12月に追加交付のありました普通交付税を原資として、将来の財政運営の一助とするべく、減債基金、図書整備基金、こどもみらい基金への積立金を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を16億7,800万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、実績見込みに伴う療養給付費の減額でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号、令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支で実績に伴います工事請負費の減額などにつきまして、それぞれ計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第7号から議案第20号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

**〇議長（土田正雄君）** 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

**〇企画財政課長（松嶋良治君）** 〔議案第7号について説明記載省略〕



○議長（土田正雄君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 〔議案第8号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 〔議案第9号・議案第10号・議案第11号・議案第12号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

なお、先ほど教育委員会教育長の任命に御同意をいただきました山部英之さんが御挨拶に来られておりますので、議員の皆様には、この後、議員控室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第13号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第14号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 〔議案第15号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 〔議案第16号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第17号・議案第18号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君） 〔議案第18号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第19号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第20号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は、明日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは、これにて散会いたします。皆さん御苦労さまでした。

午前11時20分 散会

令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和4年3月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時23分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 町 長 山 野 通 彦       | 教 育 長 嶋 山 英 二       |
| 総 合 政 策 監 安 部 正 和 | 矢掛病院管理者 名 部 誠（途中出席） |
| 総務防災課長 堀 賢 一      | 企画財政課長 松 嶋 良 治      |
| 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹   | 健康子育て課長 小 川 公 一     |
| 福祉介護課長 稲 田 由紀子    | 産業観光課長 妹 尾 一 正      |
| 建 設 課 長 渡 邊 孝 一   | 上下水道課長 平 井 勝 志      |
| 教 育 課 長 藤 原 徳 忠   | 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也     |
| 会 計 管 理 者 奥 村 栄 治 | 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 |
| 矢 掛 寮 長 西 山 弘 之   | 総務防災課長代理 立 川 人 士    |
| 企画財政課長代理 河 上 昌 弘  | 企画財政課財政係長 石 井 亮太郎   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について

- 議案第 22 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第 23 号 令和 4 年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第 24 号 令和 4 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 25 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第 26 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第 27 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第 28 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第 29 号 令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
議案第 30 号 令和 4 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。昨日の本会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、会議の途中からの出席となる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～

- 日程第1 議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について
議案第22号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第23号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第24号 令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第25号 令和4年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第26号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第27号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第28号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第29号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第30号 令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（土田正雄君） 日程第1、議案第21号から議案第30号までの令和4年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野彦彦君） それでは、議案第21号から議案第30号の令和4年度各会計の予算10議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

はじめに、議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、令和4年度の予算編成につきましては、御承知のとおり、本年が町長・町議会議員の改選の年にあたるため、骨格予算を前提とした編成に取り組んだところでございます。

内容に入ります前に、国において、地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして、毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模としては、約90兆5,900億円で、前年度比0.9パーセントの増となっており、歳入面では、企業業績の回復等を背景に、地方交付税を3.5パーセントの増、地方税及び地方譲与税を9.8パーセントの増、臨時財政対策債を67.5パーセントの減として、一般財源総額では前年度を上回る額を確保したものとしております。

さて、本町におけます新年度予算の内容でございますが、一貫して取り組むべき課題である人口増対策に向けた取組、それを実現するための子育て支援の充実、賑わいのまちづくりを重点テーマとする中、引き続き住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。

以下、主な施策につきましては、令和４年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。

今回の予算では、骨格予算ではありますが、複数年の計画に基づき実施しております継続事業の計上や、本年度大幅に増加いたしました、ふるさと納税関係経費の計上により、予算総額は７８億２,０００万円で、対前年比０.５パーセント、金額にして４,０００万円の減となっております。

まず、これまで町独自で取り組んでまいりました中でも、保育料や子ども医療費の無償化等の子育て支援策や、定住促進助成金などの人口増対策として特に重要で効果の高い施策につきましては、引き続き予算へ計上いたしております。

また、賑わいのまちづくりの継続事業といたしまして、ソフト事業では、これまでのハード面での整備をいかして、より戦略的・効果的に観光施策を展開していくための街づくり地域創生事業と山陽道やかげ宿賑わい創出事業を始めとした観光施策や、重要伝統的建造物群保存地区として街並みを後世に残していくために、引き続き、伝統的建造物の保存事業への補助や、新たに伝建防災計画を策定するための実態調査の経費を計上いたしております。

また、デジタルデバイト対策として高齢者のスマホ教室開催とマイナンバーカードの申請支援を行うことにより、これから更に加速していくであろうデジタル社会の中で、馴染みのない高齢者が取り残されてしまうことがないよう支援を行うための予算を計上しております。

一方、ハード事業につきましては、町道運動公園線建設・土井行部線改良の工事や、都市再生整備計画事業、そして、本年度策定いたします計画に基づくかわまちづくり事業など、継続的な事業について、所要の経費を計上いたしております。

そして、新型コロナ対策関連では、現在も町内医療機関の御協力を得ながら順調に進んでおります、ワクチン接種につきまして、４月以降に必要な経費について計上しており、先の２月補正予算で予算化いたしました臨時交付金事業と合わせ、令和４年度に掛けて切れ目ない感染症対策と各種支援策を実施していくことといたしております。

以上、令和４年度の予算編成の概要を申し上げます。

詳細につきましては、企画財政課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第２２号、令和４年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ１６億９,５００万円を計上しており、前年度当初に比べまして、１,３００万円の増額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では、被保険者の減少を見込み、保険給付費を前年度比６８４万円の減とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について、岡山県から示された額に基づき、前年度比７６７万１,０００円の増としております。また、特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上いたしております。また、支払準備基金繰入金３,８００万円を計上いたしており、これにより、保険税率は据置きといたしております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第２３号、令和４年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が２つございますが、まず、保険事業勘定につきましては、予算総額が２０億２,４００万円で、前年度に比べまして５,９００万円の増額となっております。予算の９３パーセントを占める保険給付費につきましては、前年度当初予算に比べまして４,５００万円の増額でございます。次に、サービス事業勘定につきましては、予算総額１,８００万円で、予防プラン作成に要する費用等を計上しております。また、この特別会

計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料、国、県、支払基金及び町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第24号、令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7,100万円で、前年度比3,100万円の増額となっております。

主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で3,031万円の増額といたしております。また、歳入の後期高齢者医療保険料につきましても、前年度比2,490万円の増額といたしております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第25号、令和4年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入は17億5,800万円、支出は17億2,700万円とし、差引き3,100万円の黒字予算で調整しております。また、資本的収入は、財源として1億1,050万円とし、支出は、医療機器更新の経費など1億6,200万円を計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第26号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入は3億1,600万円、支出は3億1,300万円とし、差引き300万円の純利益を計上する予算編成でございます。また、資本的収入は2,909万円、支出は5,360万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第27号、令和4年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入及び支出は3億1,100万円とし、収支均衡予算で調整しております。また、資本的収入は7億8,500万円、支出は、前年度からの継続費事業であります老朽施設更新事業費など9億700万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第28号、令和4年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入及び支出は7億9,800万円とし、収支均衡予算で調整しております。また、資本的収入は4億9,800万円、支出は継続実施しております農業集落排水処理施設統合事業費など8億7,700万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第29号、令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は290万円で、事務的経費を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第30号、令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第21号から議案第30号までの提案理由でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君） 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第21号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君） 〔議案第21号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第22号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 〔議案第23号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案の説明を続けます。健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第24号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 病院管理者。

○矢掛病院管理者（名部 誠君） 議案第25号の令和4年度の病院事業予算説明の前に、少しお時間をいただきまして、2月に矢掛病院で発生しました新型コロナウイルス感染症の経過説明をさせていただきたいと思います。

1月下旬頃より、町内でも感染者が増加していましたところ、当院においても、その頃より、家族内濃厚接触者や家族内感染で自宅待機となる職員が、数名出るようになりました。2月14日には、療養病棟の入院患者さんに発熱が見られる方が出現。コロナの簡易抗原検査で7名の方の感染が判明しました。その後は、井笠保健所に集団発生を届けるとともに、感染対策を講じながら治療を開始しました。その後、全患者と全職員を対象にPCR検査を実施しましたところ、日ごとに職員、入院患者様から感染者が出現し、結果的には患者様が29名、職員が12名の感染が確認されました。

感染された職員につきましては、保健所の指導の下に自宅待機とし、入院患者さんにつきましては、最初の一名の方を転院させていただいた後、その後の患者さんにつきましては、当院で中和抗体点滴や抗ウイルス剤の点滴で治療いたしました。治療した患者さんの多くは、新型コロナウイルス感染症による症状は安定し、本日の段階で、29名のうち28名は既に隔離期間を終了しております。職員につきましても、2名の方を除き10名は待機期間を終えて職場復帰をしております。

今回は、日頃、感染対策防止策を講じてはいたもののこのような次第となり、職員の中にも感染者が出たことより、病棟の勤務を確保するため、他部署からの職員の動員をする必要性から、外来診療の縮小や救急対応、新規入院の中止などの対策を講じる必要がありましたので、町民の方には多大な御迷惑と御心配を掛けたことを大変申し訳なく思っております。

多くの職員が自宅待機となる中、少ない人数で病院勤務に当たっていただいた職員には、管理者として深く感謝しております。また、多くの町民の方から、励ましやねぎらいのお言葉など御支援をいただ

きましたことをこの場を借りてお礼を申し上げます。

次に、令和4年度の病院の運営方針につきまして、述べさせていただきたいと思います。

矢掛病院は、地域住民にとって身近な公立病院として、そして、町内唯一の救急病院として非常に大きな役割を担っていることを改めて自覚しております。まず、いまだに全国的にも患者数の減少しない新型コロナの流行に関しましては、病院・たかつま荘とも感染防止対策を継続するとともに1月末から始まりました3回目のワクチン接種を町の行政・町内の医療機関と協力して出来るだけ早く希望される町民の方に接種できるようにいたします。

2つ目は、昨年に引き続き、介護老人保健施設たかつま荘との連携運営です。病院とたかつま荘で連携を密にして、患者様の一体的な医療とケアを推進し、良好な運営を行ってまいります。

3つ目は、今後も町内医療機関と病診連携や看護介護サービス事業所との連携を取り、町民の方が住み慣れたまちで生涯安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築のため、矢掛病院の病棟機能の見直しも視野に入れて、医療又は介護の立場から引き続き寄与する所存でございますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

なお、予算書の内容につきましては、事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第25号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第26号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第27号・議案第28号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第29号・議案第30号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長などからの説明が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は4日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開と決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆さん御苦労さまでした。

午前11時23分 散会



令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和4年3月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午前11時23分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 土 田 正 雄   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦	教 育 長 嶋 山 英 二
総 合 政 策 監 安 部 正 和	矢掛病院管理者 名 部 誠（途中出席）
総務防災課長 堀 賢 一	企画財政課長 松 嶋 良 治
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹	健康子育て課長 小 川 公 一
福祉介護課長 稲 田 由紀子	産業観光課長 妹 尾 一 正
建 設 課 長 渡 邊 孝 一	上下水道課長 平 井 勝 志
教 育 課 長 藤 原 徳 忠	矢掛病院事務長 稲 田 欽 也
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治	介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之	総務防災課長代理 立 川 人 士
企画財政課長代理 河 上 昌 弘	企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について

- 議案第 22 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第 23 号 令和 4 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第 24 号 令和 4 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 25 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第 26 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第 27 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第 28 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第 29 号 令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第 30 号 令和 4 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。昨日の本会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、会議の途中からの出席となる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について

議案第22号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第24号 令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第25号 令和4年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第26号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第27号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第28号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第29号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第30号 令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（土田正雄君） 日程第1、議案第21号から議案第30号までの令和4年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野彦彦君） それでは、議案第21号から議案第30号の令和4年度各会計の予算10議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計予算と各特別会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

はじめに、議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、令和4年度の予算編成につきましては、御承知のとおり、本年が町長・町議会議員の改選の年にあたるため、骨格予算を前提とした編成に取り組んだところでございます。

内容に入ります前に、国において、地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして、毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模としては、約90兆5,900億円で、前年度比0.9パーセントの増となっており、歳入面では、企業業績の回復等を背景に、地方交付税を3.5パーセントの増、地方税及び地方譲与税を9.8パーセントの増、臨時財政対策債を67.5パーセントの減として、一般財源総額では前年度を上回る額を確保したものであります。

さて、本町におけます新年度予算の内容でございますが、一貫して取り組むべき課題である人口増対策に向けた取組、それを実現するための子育て支援の充実、賑わいのまちづくりを重点テーマとする中、引き続き住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。

以下、主な施策につきましては、令和４年度一般会計予算概要書を御覧いただきたいと思います。

今回の予算では、骨格予算ではありますが、複数年の計画に基づき実施しております継続事業の計上や、本年度大幅に増加いたしました、ふるさと納税関係経費の計上により、予算総額は７８億２,０００万円で、対前年比０.５パーセント、金額にして４,０００万円の減となっております。

まず、これまで町独自で取り組んでまいりました中でも、保育料や子ども医療費の無償化等の子育て支援策や、定住促進助成金などの人口増対策として特に重要で効果の高い施策につきましては、引き続き予算へ計上いたしております。

また、賑わいのまちづくりの継続事業といたしまして、ソフト事業では、これまでのハード面での整備をいかして、より戦略的・効果的に観光施策を展開していくための街づくり地域創生事業と山陽道やかげ宿賑わい創出事業を始めとした観光施策や、重要伝統的建造物群保存地区として街並みを後世に残していくために、引き続き、伝統的建造物の保存事業への補助や、新たに伝建防災計画を策定するための実態調査の経費を計上いたしております。

また、デジタルデバイト対策として高齢者のスマホ教室開催とマイナンバーカードの申請支援を行うことにより、これから更に加速していくであろうデジタル社会の中で、馴染みのない高齢者が取り残されてしまうことがないよう支援を行うための予算を計上しております。

一方、ハード事業につきましては、町道運動公園線建設・土井行部線改良の工事や、都市再生整備計画事業、そして、本年度策定いたします計画に基づくかわまちづくり事業など、継続的な事業について、所要の経費を計上いたしております。

そして、新型コロナ対策関連では、現在も町内医療機関の御協力を得ながら順調に進んでおります、ワクチン接種につきまして、４月以降に必要な経費について計上しており、先の２月補正予算で予算化いたしました臨時交付金事業と合わせ、令和４年度に掛けて切れ目ない感染症対策と各種支援策を実施していくことといたしております。

以上、令和４年度の予算編成の概要を申し上げます。

詳細につきましては、企画財政課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第２２号、令和４年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ１６億９,５００万円を計上しており、前年度当初に比べまして、１,３００万円の増額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では、被保険者の減少を見込み、保険給付費を前年度比６８４万円の減とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について、岡山県から示された額に基づき、前年度比７６７万１,０００円の増としております。また、特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上いたしております。また、支払準備基金繰入金３,８００万円を計上いたしており、これにより、保険税率は据置きといたしております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第２３号、令和４年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が２つございますが、まず、保険事業勘定につきましては、予算総額が２０億２,４００万円で、前年度に比べまして５,９００万円の増額となっております。予算の９３パーセントを占める保険給付費につきましては、前年度当初予算に比べまして４,５００万円の増額でございます。次に、サービス事業勘定につきましては、予算総額１,８００万円で、予防プラン作成に要する費用等を計上しております。また、この特別会

計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料、国、県、支払基金及び町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第24号、令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7,100万円で、前年度比3,100万円の増額となっております。

主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で3,031万円の増額といたしております。また、歳入の後期高齢者医療保険料につきましても、前年度比2,490万円の増額といたしております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第25号、令和4年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入は17億5,800万円、支出は17億2,700万円とし、差引き3,100万円の黒字予算で調整しております。また、資本的収入は、財源として1億1,050万円とし、支出は、医療機器更新の経費など1億6,200万円を計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第26号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入は3億1,600万円、支出は3億1,300万円とし、差引き300万円の純利益を計上する予算編成でございます。また、資本的収入は2,909万円、支出は5,360万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第27号、令和4年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入及び支出は3億1,100万円とし、収支均衡予算で調整しております。また、資本的収入は7億8,500万円、支出は、前年度からの継続費事業であります老朽施設更新事業費など9億700万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第28号、令和4年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、令和4年度の収益的収入及び支出は7億9,800万円とし、収支均衡予算で調整しております。また、資本的収入は4億9,800万円、支出は継続実施しております農業集落排水処理施設統合事業費など8億7,700万円を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第29号、令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は290万円で、事務的経費を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第30号、令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第21号から議案第30号までの提案理由でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（土田正雄君） 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第21号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君） 〔議案第21号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第22号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 〔議案第23号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案の説明を続けます。健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第24号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 病院管理者。

○矢掛病院管理者（名部 誠君） 議案第25号の令和4年度の病院事業予算説明の前に、少しお時間をいただきまして、2月に矢掛病院で発生しました新型コロナウイルス感染症の経過説明をさせていただきたいと思います。

1月下旬頃より、町内でも感染者が増加していましたところ、当院においても、その頃より、家族内濃厚接触者や家族内感染で自宅待機となる職員が、数名出るようになりました。2月14日には、療養病棟の入院患者さんに発熱が見られる方が出現。コロナの簡易抗原検査で7名の方の感染が判明しました。その後は、井笠保健所に集団発生を届けるとともに、感染対策を講じながら治療を開始しました。その後、全患者と全職員を対象にPCR検査を実施しましたところ、日ごとに職員、入院患者様から感染者が出現し、結果的には患者様が29名、職員が12名の感染が確認されました。

感染された職員につきましては、保健所の指導の下に自宅待機とし、入院患者さんにつきましては、最初の一名の方を転院させていただいた後、その後の患者さんにつきましては、当院で中和抗体点滴や抗ウイルス剤の点滴で治療いたしました。治療した患者さんの多くは、新型コロナウイルス感染症による症状は安定し、本日の段階で、29名のうち28名は既に隔離期間を終了しております。職員につきましても、2名の方を除き10名は待機期間を終えて職場復帰をしております。

今回は、日頃、感染対策防止策を講じてはいたもののこのような次第となり、職員の中にも感染者が出たことより、病棟の勤務を確保するため、他部署からの職員の動員をする必要性から、外来診療の縮小や救急対応、新規入院の中止などの対策を講じる必要がありましたので、町民の方には多大な御迷惑と御心配を掛けたことを大変申し訳なく思っております。

多くの職員が自宅待機となる中、少ない人数で病院勤務に当たっていただいた職員には、管理者として深く感謝しております。また、多くの町民の方から、励ましやねぎらいのお言葉など御支援をいただ

きましたことをこの場を借りてお礼を申し上げます。

次に、令和4年度の病院の運営方針につきまして、述べさせていただきたいと思います。

矢掛病院は、地域住民にとって身近な公立病院として、そして、町内唯一の救急病院として非常に大きな役割を担っていることを改めて自覚しております。まず、いまだに全国的にも患者数の減少しない新型コロナの流行に関しましては、病院・たかつま荘とも感染防止対策を継続するとともに1月末から始まりました3回目のワクチン接種を町の行政・町内の医療機関と協力して出来るだけ早く希望される町民の方に接種できるようにいたします。

2つ目は、昨年に引き続き、介護老人保健施設たかつま荘との連携運営です。病院とたかつま荘で連携を密にして、患者様の一体的な医療とケアを推進し、良好な運営を行ってまいります。

3つ目は、今後も町内医療機関と病診連携や看護介護サービス事業所との連携を取り、町民の方が住み慣れたまちで生涯安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築のため、矢掛病院の病棟機能の見直しも視野に入れて、医療又は介護の立場から引き続き寄与する所存でございますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

なお、予算書の内容につきましては、事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第25号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第26号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第27号・議案第28号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第29号・議案第30号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長などからの説明が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は4日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開と決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午前11時23分 散会

令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和4年3月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午後 1時59分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 土 田 正 雄   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦
総 合 政 策 監 安 部 正 和
企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治
健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一
産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正
上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志
矢 掛 病 院 事 務 長 稲 田 欽 也
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 丹 下 裕 之
総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士
企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎

教 育 長 嶋 山 英 二
総 務 防 災 課 長 堀 賢 一
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹
福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子
建 設 課 長 渡 邊 孝 一
教 育 課 長 藤 原 徳 忠
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之
企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 1番, 5番, 2番, 9番, 3番, 8番


~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から16日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 1番, 5番, 2番, 9番, 3番, 8番

○議長（土田正雄君） 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は7名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、7番花川大志君、お願いします。7番, 花川君。

○7番（花川大志君） 議席7番, 花川です。まず、現在行われているコロナウイルス感染症に対する3回目のワクチン接種に携わられている医療従事者の方々を始め、職員さんや関連スタッフの皆様から御慰労と感謝の意を申し述べます。まことに御疲れさまです。また、町当局には、10歳未満の園児の感染拡大の状況に対し、出来得る限りの対策をもってコロナ禍の終焉を速やかに迎えることができますよう引き続き鋭意お取り成しをいただきますこと、謹んでお願いを申し上げます。

では、通告事項であります、まちづくりにおける人口減少と高齢化がもたらす、さまざまな行政課題への対処・対策の要諦。また、限られた財源の中で、人口動態に対応した行政サービスを維持・展開するには、こういった指向と姿勢が必要なのか。こういったことについて、4期16年間にわたり町政を牽引してこられた山野町長の一つの総括として、行財政全般の観点から見解を伺いたく、早速、質問を始めさせていただきます。

わがまちを取り巻く社会状況や動態は、年次ごとの人口減少と高齢化、また、若い世代の都市部への転出などにより、あらゆる意味での地力の減退の傾向が、少なからず見て取れ、行政としては今まで以上に、さまざまな課題に対する取組の必要性が増していくことが推察されます。中山間の過疎のまちを取り巻くそういった社会状況の中、一郡一町の小さなまちではあるけれども、持続可能なふるさとを子や孫や後世につなぐべく、卓越した行政手腕と堅実な財政運営等をもって、公の行政事務組織である、いわゆる役場を指揮し、まちづくりを進めてこられた行政のトップが今任期で勇退されるという状況を矢掛町は迎えるわけであります。

任期満了が迫り、時間が限られている中、行政事務運営やまちづくりのあり方等々について、本会議の場で山野町長との議論を交わす機会も最後となった今回。これからの社会状況に応じた行政運営全般についての御所見を伺い、いち町民として、さらに、いち議員として、今後の取組や活動の参考といたしたく質問を行いますのでよろしくお付き合いください。

行政と一くりに申しまして、多岐・膨大であり、時間にも限りがあるので、今次質問では、議員として、私が考える優先順位によって、まことに残念ながら3点に絞って質問をいたします。

まず、過疎化により、地域の維持が困難になることや、高齢化率の進行に伴う要介護高齢者が増大することと並行して行政需要の増大を引き起こすとすれば、この事態への対処対策については、どのよう

な心構えが必要と思われるか。その傾向の予測も含め、経験値に基づく御見解をお聞きます。

次に、地域医療はどういった構想のもとに図られていくべきか。また、4期16年間を経て整理されてきた我がまちの医療の中核を成す矢掛病院の医療体制を維持するためには、行政運営の観点からどういう対処対策が必要と考えられるでしょうか。御所見をお伺いします。

最後に、住民生活の向上を目途として、地域経済の持続的発展を図る必要性について、御見解を伺います。地方創生にのっとり、新たな産業の創出や後継人材の育成などの具現化施策として、現在、官民一体となって取り組んでいる観光交流施策やにぎわい創出事業による産業振興に対して、第一次から第三次産業の連環を含めた、まち、ひと、しごとの創出については、まず町長として、後事を託す上で行政として今後どういった民間への働き掛けや取組が肝要と考えておられるか、御見解を伺います。

一方、我々町民はどういった心構えでまちが進めている施策に向き合い事を図れば、相互の協働が有意義に達成できるのか。今までこの事業を推進してこられたお立場から、総体的なまちづくりの概観を伺いたいと思います。

以上3点について、それぞれ、お考えの一端で結構ですから。過去のさまざまな経緯も含め、御答弁をお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） 私にとりまして議員も言われますように、最後の一般質問をお受けすることになります。そういう中で、経験のない今日一日であります。といいますのは、退任をする際の者が、この場の一般質問を受ける。その内容について、私の権限は、5月19日までしかありません。それ以降は、新体制に任すということになるかと思えます。そういうことも十分認識されながらの質問ということでございますので、そこを気遣いしながら、ちょっとお話をしたいというふうに思えます。

まず1点目については、ずばり言いまして、要介護高齢者が増大してくると、これに対する心構え。そしてまた、傾向の予測ということの質問だったろうかというふうに思えます。

思い起こしていただければ、はるか、この制度は、平成12年に始まっています。約20年の歴史だということですね。その当時思い出してみますと、最初に始まった、今の要介護認定者606人のスタートであります。そしてかつ給付費は、7億3,000万のがスタートの年。

それから、ずっと今回まで。今現在では、1,054人となってますので、約1.74倍という状況です。そしてかつ給付費は、まあ18億円台になってますので、やっぱり2.5倍。

この歴史を見た中で、この出来た当時というのは、ほとんど注目は国保会計、医療の関係だと思っています。国のほうは、この時点から、介護ということを高齢者を踏まえた中で制度を作ったというふうに思います。そういうことの中から、先ほど言った経緯の中で今日を迎える。私から言わせば、本当にすばらしい制度だというふうに評価しております。

問題は、これらを今後、持続可能な制度として維持できるかどうかということが、議員の回答の中身になっていこうというふうに思いますが。国の、先ほど言いましたことから言わせばですね、これは制度を国が作ってますので、今後、この国の動向いうものをしっかり捕まえてほしい。特に今は、御存じのように、3年で見直し計画になってます。事業計画を作ってますので、議員は十分御存じだというふうに思いますが。その中に予測もございます。それを見ていただく中で、一番は国の制度。私のこの長い経験の中で、今の数字がずっと伸びてきたことは、まあいいことだと思ってます。数字が伸びるということではなしにですね、この制度が成熟したのはいつなのかということになるかと思いますが、今

の20年の過程の中で、最初の当時は、やっぱし制度がよくわからない。どう使っていいかわからない。どうしていいかわからないのが、今から20年前。それが一年一年、こう、うまく消化していく中でですね。いま、給付費も増えてきた。対象者も増えてきた。そのピークがですね、この制度が一番円熟した時期だろうというふうに見るといいかと思います。その中で今後においてはですね、やはり国の制度。その中でひとつ私が印象的なのは、大きな改正があったのは、今の要支援の1、2。これですね、介護の中の費用で全部やっておったんですよ。それが数年前に、やはり、もうパニック状態になってくるようなこと中からですね。この分野を地域支援事業のほうへ、行政の、市町村へ任すという制度を作ってきたんですね。この要支援の1、2はですね、国ではなしに、市町村の知恵と能力でやりなさいということになってきた。これ、大きな制度改正があります。今後もですね、どこでどういう改正が起きるかわかりませんが。これに対してですね、的確に順応していく。これは、どちらかいやあ、行政の役割だというふうに思います。

もうひとつ大事なのは、やっぱり住民の立場。今、高齢者が約5,000人台おられます。この中で今、介護1,054人で約2割ですね。2割弱の方が、これを利用されてます。この方々が、今後どうしていくかということですが、この方々は、もう介護の対象になってます。

大事なのはここの前の方。介護にならない方ということになれば、やはり健康寿命。しっかりとですね、そこへ入門しない。介護を受けないというような生活体系を作っていくということが非常に重要な、これはどちらかいは、介護の中でなしに健康づくりですね。そこでストップするのが非常に重要。それで要支援の1、2に、いま、議員も地域活動してくれてますけど、この活動でですね、どちらかいは卒業してもらえよう人。それから、介護のほうに入らない、そこで、我慢するというような活動をしていただく。それから、もう要介護になっておられる方はなかなか難しいので、重症化しないというような活動をですね、していく。これは、もう町民一人ひとりの活動が非常に大事ですし、ボランティアの方々の活動においてはですね、非常に重要だし。行政、これ一体になってですね。この制度の確立と今後の対応をしていただきたいというのがアドバイスですね。

そこで、今後の予測ということに関しては、必ず、まだ団塊の世代がこのグループへ入ってきます。約10年ぐらいはですね、徐々に増えていくということがあってもこれは自然体です。ただ、矢掛町はですね、いま、1,000人台が9年間続いています。9年間。介護の認定者が。

いうことは、かなり定着した。結果が出ておる。これは、職員も頑張ってくれたし、町民の方々も協力してくれた賜物だろうというふうに思っています。このラインをですね、やはり、きちっと維持していく。必ず、その後には減ってきます。というような状況なので、できるだけですね、いまの状態を持続していけばですね、非常にいい状態。そこで検証してもらいながらね、課題は解消する。いいところは続けていくというのが、この介護のスタンスかなというふうに思います。

それから、2点目の地域医療と病院の維持という非常に重要な問題です。これは、私が就任の当時、最初、何から入ったかといえば健康づくりから入りました。それを検討する中でも、この矢掛病院の存在は、なくてはならない存在。必ず、これは持続しなきゃならないというのは16年前の決意であります。

そういうことに関して、多少申しますと、これも問題は、地域の医療は、国の仕事です。今それが真ただ中にきております。どういうことかと言えば、このコロナの前。もう7、8年前になるでしょうか。この病院のあり方を、国のほうは方向付けをですね、どっちか言えば、健全な病院を残して、まあ、言

葉ですから、空いておる病院、赤字の病院、こういうところに精査に入りました。そのことに関して、私と名部管理者は、当然この備中保健所管内で、全国でこれはやってますので、もう審査に入ってます。これに対して、どちらかといえば縮小させようとする国の方針があります。ここが一番地域医療というのは問題である。

その中で、いま、道中でありますが、一つひとつの病院とヒアリングをして、それをどういうかたちにするかいうのを検討の道中です。

ちょうどコロナが入る前には、私も名部管理者も行きましてですね。必ず矢掛病院は必要なんだということを伝え抜いてますので、まず理解をしてもらっておるという。今の時点では。そこで、笠岡病院は指摘を受けてますので、かなり縮小版で、いま、経営しようとしてますけども、まだまだこの風は続きます。そういうことをやりおる最中にですね、ちょうどコロナが来たわけです。で、中断しておったんですが。この3月に、いま、案内がきました。この合併の、病院の再編の問題等々。

何を言ってるかといえぱですね、ひとつは国の方針。これが、この地域医療の在り方についても審議しておるということを伝えておきたい。

矢掛病院の存続については、私から言わしやあ、なくてはならない。つまり、県内の町村では、もう鏡野町と矢掛町しかございませんが。

いま、このワクチンも含めてですね、非常に矢掛の医療体制というのは、開業医を含めて非常に安定しておるというふうに思ってますが、何事をまとめるのもですね、やはり核になる所があるというのは、非常に意味がありまして。これについてはですね、まず、今の病院体制は、お医者さんが管理者になってます。今から17年前、町長の管理者から、病院の管理者に、前の町長時代に変更されてます。いうことからしてですね、何としても病院スタッフに頑張っていただきたいというのが一つと、もう一つは、町としてですね、病院をどう支援していくかということが重なってくるというふうに思います。

私は、一体感としてやってきたということがありますが、今後についてもですね、この姿勢。病院の体制と行政側の体制。これは、きっちりとスクラムを組んでやっていってほしいし、そこが、ひとつの大きな鍵にもなる。

全国ではですね、行政側と病院側と、やはり独立したケースもありますので、うちの病院は一体的にやっていかなければ、当然持続は難しいかなというふうに思っておる状態であります。

それから、3点目の話ですけど。これはですね、10年前。今のを想像していただければ、今の議員さんはほとんどおられません、矢掛のまちの状態からですね、ここまでやってきた大きな要因は、やはり、人口問題から入ってきます。

そして、質問の内容はですね、今後、民間への働き掛け、取組、それから、町民はどうかということでございますが。これについてはですね、民間の働き掛けというのを、私が、このまちづくりが始まる時点から、行政主体でなしに民間主体でということでスタートをいたしました。これが功を奏して、今があるんだろうというふうに思っています。そういう中で、まだまだ、ある意味ではこれからです。これから本格的に論議ができる時に、ようよう来たかな。今までは、ハード事業とソフト事業全面についてやってきた。その全部のトータルが今あるわけでした。

そういう中で、今後については、このかたちからどうやっていくか。この役割が新しい新体制、ここへおられる議員さん、新たに選挙される方々は、やはり公約。そういうことをしっかりと皆さん方に訴えられるんだろうというふうに思います。この項目については、私から言わせぱですね、どちらか言え

ば新体制の役割。今現在の状況を認識していただいてですね、良いところは伸ばしていただく。

民間の状態は、多少気になります。一生懸命、中心窓口に現場はならざるを得なかったんですけど。私自身は、地方のほうへの声掛けをしながらやってきた。けど、余りにも目立つ。この機運は全国版を絶えず目指していますので、まちづくりとか観光とかいうのは、一町でできるものではありません。全国へ挑戦していくということになりますので。

先般のダボス会議等々ではですね、この矢掛を全国に、そしてまた、国際的にどう打って出るか。いうことの中で行動を起こしたわけであります。これは発信力ですね。PRということがありまして、地元ではですね、町民が、今言われたことはですね、やっぱり町を愛するということだと思えるんですよ。まちを愛して、それで、まちが好きになって、そして、もう一遍認識してですね。矢掛の価値観ですね。これが、もうかなり、よその人は「すばらしいまちだ」ということを大勢言われています。これを住民の方が認識していただくということが非常に重要なのかなというふうに思っている。そういうことができればですね。まだワンストップか、なかなか、批判する人もおられます。その内容が正しければ反省する。そうでなければですね、そういうところは排除していくということが大事だろうというふうに思います。ここから先はですね、総合力で頑張っていたきたいと。どちらかと言やあ、私は、エールをする感じになりますので、期待をしながら頑張っていたければというふうに思っています。

以上です。

○議長（土田正雄君） 花川君。

○7番（花川大志君） それぞれの問いに御答弁をいただきましたが、傾聴に値するお話を聞き、今後のまちづくりに臨む参考としながら、町執行部と共にさまざまな行政の推進に関わっていく議会人として、御所見を心に留めておかななくてはと、心を新たにしました次第でございます。これは、私ども議会とは立場が違いますが、町長の左右後ろにおられる職員の皆様方も、僭越ながら同じ思いであると推察いたします。

具体的には、住民ニーズ。つまり、町民の皆さんが、いま、何を望んでいるかという事柄に対して、時宜を得た適正な行政サービスを実施するため、自治体行政運営の在り方としては、常に、財源の確保を意識する。しかも、健全財政の上に成り立つ運営を心掛ける。これが山野町政、山野イズムであったわけですが、前段質問しました、要介護高齢者の増大と並行した行政需要の増大。地域医療体制の適正な維持。病院の維持。地域経済の持続的発展と新たな産業振興。これらの行政課題を、我がまちの実情に即しかつ有意義に進めようとするれば、財政出動といえますが、シビアな財源の問題をクリアしなければならないわけであります。あまたある行政課題の中で、今回通告したこの3点の内容を選択した理由は、これは、あくまで私見ではありますが、いずれも、我々町民の暮らしに密着した懸案事項であり、地域が減退すれば、行政全体の中でサービスが薄くなったり、町の活性が停滞することによって、人口減少が加速することが懸念されることに加えて、財政運営の面から見て、今後その対処に予算の増大を迫られるのではないかという観点から選んだのであり、町長にそれぞれ御見解を伺ったわけであります。

その中で1つ目の項目である、要介護高齢者の増大と並行した行政需要の増大に関して、更に伺います。町長からは「これも国の制度なんだ」という御答弁があったんですけども、一つの事例としてですね、これについて、また、お聞きしたいと思います。

まちの高齢化率が高まるということは、これは言い換えれば、現役世代といえますか。生産年齢人口

が減少することであり、当然ながら、税収も減少します。同時に、高齢化の進展によって介護ニーズが増えていくわけですが、関連するサービスを地域住民から上がってくるそのニーズに応じて充実させればさせるほど介護需要が増え、そうなると同時に、全高齢者の介護保険料も上昇するという矛盾が、少なからず生じます。現場の課、いま、介護福祉課、地域包括支援センターさんも一生懸命やられている。それをすればするほど、いろいろと費用が必要になるし、介護保険料が上がっていくということですね。

このことは、医療体制の維持も含め、まちが取り組む自助努力も限界があつて、町民からのそれらの行政需要にどう対処すればよいのか。介護保険も国民健康保険も社会保障ですから、町民の利用があつてこそ、その本来の機能を発揮する制度であるものの、給付が伴うことを考えた時、それらを担保する財政運営の機微とは何なのか。

人口減少と高齢化という現在進行系の社会動態がもたらす象徴的なこの制度設計を一つの事例として、その対処に臨む心構えについて、徹頭徹尾、健全財政を第一義に行財政運営に取り組んで来られた山野町長に御教示方々、再質問として御所見を伺いたいのので、重なるところも多いかもしれませんが、改めて御答弁をお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） 議員の立場から言わせば非常に重要な質問だろうというふうに思います。

基本的な行政というものはですね、会計がどういうふうに分かれておるか。この原点をしっかりと勉強してほしい。というのは、一般会計とは、何をする会計なのか。企業会計とは何をする会計なのか。特別会計とは何をする会計なのか。これが基本であります。

たまたま今の質問は、特別会計の話です。つまり、この枠からは出れません。企業会計もその趣旨からは出れません。と、いうことは、その制度の中で頑張るということなんですよ。

議員さんの思いというのはよくわかるし、いま、現場で、第一線でやられておるということに関しては、敬意を表したいというふうに思います。そうすると、議員から言わせばですね、これをこうしたらええんじゃないか。ああしたら、出るかもわからん。

制度改正は、国です。議員が言われれば、町長が聞けば、町のほうから国のほうに要望する。議員さんも、立場で、政治をされる方であつたら国会議員の方へお願いする。ここを基本的に思っておる。

それからこの内部では、お金がその中で決まっていますので。結局サービスを多くするということは、こっちが減る、歳出が減るの政策でなければ意味がないので。金は使うけど、成果が上がらないとなったら、言葉は悪いですけど、有効な投資ではないことになります。

その場合に誰が負担するかというのは、住民です。つまり、介護保険料の方へ影響したり、これは世代がですね、役割分担がありますので、若い世代へも負担してもらうようになる。総額増えれば、と、いうふうなリズムになりますので、原点に戻れば、やはり健康寿命。介護をできるだけ、重度のほうへ持っていけない。もう、これに尽きるわけですね。だから、わかりやすく言えば、それをやる、投資するのなら、マイナスに支出がなるような投資を考えていくというところを考えていかないと、その枠の中しか出ませんので、最後は住民の負担で介護保険料は上がらざるを得ないというふうになりますので。そこまで考えながら今までしてきたという状況です。そのへんの福祉の在り方についてもですね、制度の中で考えてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（土田正雄君） 花川君。

○7番（花川大志君） ありがとうございます。福祉の在り方、制度の中できちっとやる。やはり、それをはみ出してはできないと。そのことを再々、私自身も御指摘を受けたところでございます。

ついつい、住民のやる気というのは、そういったものを枠を越えてですね、要望とかお声が上がってくるわけで。これは、私自身はやはり、議員の立場としては、ちゃんとそういう説明をした上で、決まった中で、最大限の努力を地域でやっていきたいと思いますということを伝えていこうと思います。これが、山野町政の反映の仕方だと、私も心に留めてこれからはやっていきます。

とにかく現状の矢掛町、そして地域の実情に応じた町民ニーズをなるべく満たす施策や、自治体の在り方を実現し、住民生活が向上するよう、地域経済の持続的発展も図るため、これからのまちづくりにおいては、我々町民もできる範囲で、行政と一体となって取り組まねばならないと理解できました。

ともあれ、時を同じくして、山野町政に議会議員として8年間携われたことは、まことにまことに貴重な経験でありました。まなじりを決して地域のまちづくりに捧げて来られた、畏怖感さえ覚える情熱。そして一転、時として、温かい愛嬌のある笑顔を忘れることなく手本とし、今まで頂戴した数々の御指南を心に留め置くことを重ねてお誓い申し上げ、山野通彦町長への全ての質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 続きまして、1番、田中輝夫君、お願いします。1番、田中君。

○1番（田中輝夫君） 議席1番、田中輝夫でございます。農地中間管理機構の現状と農業振興の2点についてお尋ねします。

まず、町長には、4期16年にわたり、町政発展のために御尽力されてきましたことに敬意と感謝を申し上げます。そして、先月には、コロナ禍により、外食産業の不振による米余りで2年連続米価が大幅な下落を見せている時に、本町におかれましては、稲作継続支援対策事業として農家支援に取り組んでいただき、農家の方も次期作の耕作意欲が継続できるのではないかなというふうに思い、感謝しております。令和4年度においても、コロナ禍の終息や外食産業の好転がなければ、米余りの状態は解消できないと考えられますので、これからも農業支援をよろしく願いいたします。

さて、本町も農地中間管理機構については、積極的に取り組んでいます。先月末の新聞にも、全国でも農地集積バンクが思うように進んでいないというふうなことが書かれていました。また、農地中間管理機構が設置されてからは、利用権設定の制度がなくなるのではないかと町内の一部の方が誤解や心配をされている方もいます。農地中間管理機構は農地の出し手と受け手の間を仲介することで、分散している農地の整理・集約化を図り、まとまった形で農地の担い手に対して貸し付けることが主目的であると思います。

そこで担当課の方に質問します。1点目、利用権設定と農地中間管理機構の制度の相違点は。2点目、農地中間管理機構制度で担い手が負担に思っていた利用状況報告書の提出は、どうなっているのか。3点目、農地中間管理機構制度は、農地を預けたいというふうに考えている人などに周知されていると認識をしているかどうか。御見解をお伺いします。

○議長（土田正雄君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 1番、田中議員の第1点目の御質問、農地中間管理機構の現状について、産業観光課からお答えします。

最初に、岡山県農地中間管理機構は、岡山県知事の指定を受けた公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団で、所有者と耕作者のマッチングを行っていますが、ここでは、農地中間管理機構と呼ばせて

いただきます。

第1点目の御質問、利用権設定と農地中間管理制度の主な相違点について、根拠法令、設定時期、設定期間、メリットの観点からそれぞれ御説明いたします。

まず、根拠法令ですが、利用権設定は農業経営基盤強化促進法第18条で、農地中間管理事業は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条でございます。

次に、設定時期ですが、利用権設定を矢掛町では6月と12月の年2回行っておりますが、農地中間管理事業は、設定をいずれの月からでも開始が可能です。そして、設定期間ですが、利用権設定は、3年、6年、10年の中から選択することとなっておりますが、農地中間管理事業は原則10年以上となっております。

また、手続きですが、利用権設定は、農地の所有者と農地の耕作者が直接契約するもので、所有者と耕作者が連名で、利用権設定用紙を町へ提出します。農地中間管理事業は、農地の所有者と農地中間管理機構、農地の耕作者が農地中間管理機構とそれぞれ契約するものです。所有者が農地中間管理機構へ農地の登録を行い、耕作者が決定後、農地中間管理機構が所有者及び耕作者とそれぞれ契約事務を行います。

そして、メリットですが、利用権設定は、契約期間満了後に農地が自動的に所有者へ返還されること、所有者の都合で契約を解約する場合でも所有者が耕作者へ離作料を支払う必要はありません。

また、農地中間管理事業のメリットとしまして、所有者と耕作者の双方が公的団体である農地中間管理機構と契約するため、信頼があること。契約事務を農地中間管理機構が行うため、所有者及び耕作者の事務が生じないことが挙げられます。また、所有者において、賃料は農地中間管理機構から確実に納付され、耕作者において、賃料の支払先が農地中間管理機構へ一本化されるということがあります。

以上が、利用権設定と農地中間管理事業の主な相違点です。なお、利用権設定と農地中間管理事業、そのどちらの制度も現在活用できますので、それぞれのメリットを生かして農地の利用促進を図ってきたいと思っています。

次に、担い手が負担に思っていた利用状況報告書の提出について、お答えします。令和元年度までは、農地中間管理事業の耕作者は、毎年、農地中間管理機構への農地の利用状況報告が必要でしたが、耕作者の負担を緩和するため、現在はその報告が不要となっております。

最後に、農地中間管理制度は、離農を考えている人などに周知されていると認識しているのかについて、お答えします。令和2年度に、人・農地プランの実質化に伴う実施した矢掛町全体のアンケートの中で、農地中間管理機構について、利用中が14パーセント、利用希望が20パーセント、利用しないが29パーセント、知らないが37パーセントの回答結果でした。なお、この結果につきましては、今年度策定した矢掛町農業ビジョンにも掲載しております。このアンケートには、離農を検討している農家さんも含まれていますので、この結果を踏まえ周知はまだ十分ではないと認識しております。

また、直近では、令和4年2月の広報やかげへの掲載や、利用権設定の更新の時期の案内チラシの同封、令和4年1月、2月に開催した、人・農地プランの会議での制度説明等、周知に努めております。

今後は、農地中間管理機構の協力を得ながら、所有者や耕作者を対象とした説明会の開催等、更なる制度周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） 回答いただきました。担い手が負担に思っていた報告書の提出などはもう廃止されたというふうなことで、少しは簡素化されたのかなというふうに思っております。それと、いま、預けたいというふうな人、例えば利用権設定をしている人が、中間管理機構に移行できるのかどうかというふうなことも問われておりますし、その時に中間管理機構の支援対象になるのかどうか。再度質問します。

○議長（土田正雄君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 1番、田中議員の再質問、利用権設定をしている農地でも農地中間管理機構に預けることができるのか。また、中間管理事業を活用した場合、地域集積協力金、経営転換協力金等の支援対象となるのかといった内容の趣旨の御質問ということで産業観光課からお答えします。

利用権設定をしている農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合には、利用権設定を解除する必要があります。その上で、所有者と農地中間管理機構、耕作者と農地中間管理機構がそれぞれ契約をいたします。なお、先ほどこちと御指摘のありました補助金、支援金につきましては、要件を満たせば地域集積協力金や経営転換協力金の対象となります。なお、具体的な要件につきましては、産業観光課のほうで対応いたしますので、いつでも御相談いただければというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） はい。質問に対する回答もわかりました。利用権設定していてもその期間が満了する若しくは合意解約というような形をすれば、農地中間管理機構に移行でき、その支援もできる可能性もあるというふうなことでの回答でした。

利用権設定は周知されていますが、中間管理機構については周知不足というふうなことなので、これからは、広報やかけなどで周知していくというふうなことです。離農する気持ちのある耕作者なんかには、そのことも特に周知していただきたいというふうに思っております。

現在はまだ、担い手不足というふうな状況がありますが、現在はまだ、そういう担い手の方がいると思いますので、その制度をよく知ってもらい、耕作者が耕作しやすいように環境整備を進めてもらうことと、担い手の方への支援もお願いして、この質問は終わります。

次に、農業振興についてであります。町長にお尋ねします。これまでの農業振興について、特に思い入れがあるものがあれば教えていただきたいんですが、矢掛町は平地や中山間地に農地があり、豊富な水源、水資源、穏やかな気候で農業にとっては比較的好条件に恵まれている土地というふうに思っております。町長は、既に第6次矢掛町振興計画や矢掛町農業ビジョンなどを策定され、農業振興・農業支援に取り組まれてきました。特に“青空市きらり”の建設時には御助言等いただき、また、野菜・果物の選粒機などの大型機械導入の際には国や県からの補助金の交付を受けてもらうなど数々のお力添えをいただきました。

町長在籍16年間で、農業振興の中でも、特に力を入れてきたものがあれば、後学のためにお尋ねしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） まず、質問の回答をする前にですね、お礼方々ございました、米価低下の農業支援補助のことにつきまして、担当のほうですね、議員さん5人軍団で来られましたので、これはもう政治決断しかないというふうに決意をして、予算化させていただきました。皆さんに説明した状況で、

一生懸命手続きをし、やっていますが、まだかなり申請が少のうございます。ちょっと分析してみますとですね、やっぱり大型農家の方は申請されとるんですけど、3反ぐらいの面積の方が、申請を戸惑っておるというふうに聞いています。なぜなのかといえば、やはり販売証明。十分ですね、売る体制でない中で、販売証明が取り難いんでないかという情報もあります。ぜひですね、議員さん方もですね、こういう時期でありますので、せっかくの機会。皆さん方に連絡していただいてですね。申請を、期限が一旦来たと思いますけども、これ、延長させますのでですね。最後の最後まで、少しでも、こういうチャンスでありますので、申請していただくように私からもお願いをしたい。販売証明は、やはりきちっとしたところでもですね、売買されておればそれでいいですので、ぜひ、お願いしておきたいと思います。

そして、本論の質問ですけれど、農業の思い入れ等々。

私が始める前、やはり議員が言われますように好条件だと思います。矢掛町は戦後ですね、やっぱり農業のまちだったんだろうというふうに思います。と言いますのは、地盤見ていただきますとですね、工場団地もしてないし、住宅団地も造ってない。ほとんど農地の町です。早くからですね、ほ場整備もう何十年前、もう40年くらいですかね、最初から言えば。それを整備したまちなので、きれいなまちというのは、この農地の整備というのが一番かな。

ただ、そこは条件が良いんですけど、本当にこれが持続可能なかどうかというところが問題。つまり、儲かる農業、自立できる農業というところがですね。やはり、兼業のまちというところが大きなネックかな。やはり、儲かるとなればやって専業農家ということになるかと思いますが、やっぱり主役が勤めをして、土日産業ということになると、どうしても米作りに留まってきたというのはあろうかと思います。

そこは、私が就任する前の状況であります。最初に、今の妹尾産業観光課長を連れて農政局へ行きました。これからの農業をどう進めていくべきかということで、農政局で話をしたところ、「まず、町長、人・農地プラン。これを始めてください」ということでした。「何をやるんですか」と言えば「これは、農地の集約です」と。個人農業では、なかなか難しいということがありましたので、最初はかなりいろいろな地域へ行ってですね、集落営農、法人化を進めた経緯がスタートであります。そういう中では、その当時、この井笠管内ではトップの組織率ということを維持してきたというふうに思います。その時には、もう組織化の話だったんですね、同時に儲かる農業と並行していかないといけなかって、やはり今後は、まとまった単位での農業を進めるというところを推進してきたのが非常に印象的であります。

もうひとつはですね、今のJAとの絡みから言わせば、ひとつは、“青空市きらり”の開設が大きかったように思います。これは、その当時のJAの方からですね、「町長。農業して、ああいう、“きらり”のような店を目指していこうと思うんじゃない」と。「誰がするんですか」というふうに尋ねたら、「いやいや、町長。そりゃあ心配ねえんじゃない。定年をした人間がな、田んぼへ行ってみれば、田んぼのどこへ立っておられる人が大勢おられるんだ」と。こういう話が出て、私もびっくりしたんですけど。それが、“きらり”が前身の、前JAの場所での話でしたが。かなり充実した中でですね、今度は国道へ出たいんだということでですね、JAのほうは、県の補助をもって“きらり”を造るという予定だったと思いますが、急遽、「これがアウトになったんだ。どうにもならんのじゃ」という相談に来られます。すぐ私のほうは、国に動きまわりました。あれができたのは、国の農政局の補助金をもらって造ったものであります。あのオープン式には、来られたのは農政局の課長がオープン式に来られたという歴史がありまして。最

初はかなり見切りがよかった。どっちかいや農政局でありますので、中国の範囲の作物まで描いた中で
の構想でありましたが、多少JAのほうはそれだけの元気はなくて、町のほうであの残り半分は、造成
を町がやりまして、それで応援して、今の看板などは町からアドバイスをかなりしたデザインだという
ふうに思っておりまして、非常に印象がある。それがかつですね、今現在、非常に人気が良いという。
これは、この近隣含めてですね、非常に象徴的な場所になっておるということが、非常に感慨無量のも
のがございます。

それから、もうひとつはですね、その当時の三宅組合長がおられたんですが、「組合長。是非ですね、
町とJAでひとつ大きな事業を起しましょう」と言うたら、これがアスパラガスでありました。トップ
とトップが話を進めるとですね、ここまでやれるんかなというのが、ひとつの大きな結果の表れだろう
というふうに思います。

そういう中で、日にちが経ってくるんですけど、やはり、儲かる農業へ転回せねば、農業は維持で
きないということから、私が独自に農業ビジョンを作ってますね。今後、どう展開するかという流れを
作ったわけであります。

これ、一番に農政局も県も矢掛町の農家の方々も出ていただいてですね、意見交換をやりました。な
かなか厳しい。矢掛町の農業は。今の中山間じゃないんですけど、あれも所有者が作らないという表れ
ですからね。じゃけえ、そういうものの分析を、担い手の問題と耕作放棄から分析して農業ビジョンを
作ってます。あれを見てもらえば、現状がよくわかります。あの中から今後どうやっていくかという
ところの中に、ちょっと言うてくださったスマート農業、儲かる農業の展開をできる人からやっていこう
ということで、手挙げ方式で、今あちこち始まり掛けてます。それを支援したことをちょっと今、言っ
てくださったんですけど、全体的にやるのは難しい。やってみようというところを支援しながらですね、
モデルを作りながらやっていく。よそから言われるのがですね、「なかなか、農業言われる中で、ハウスの
無いまちいうのは珍しいなあ」というのをよう言われます。ここらも儲かる農業の目指すところの欠
けておるところかなあというふうに思ってますが。

今後についてはですね、そういう流れの中で、農業ビジョンも参考にさせていただきながらですね、や
はりこれも、先ほどの福祉と一緒にですね、所有者、それから担い手、結局が儲からないと続けられな
いというふうに思います。ここへ頭を置きながらですね、展開をしていかなければ、せっかく条件の良い
農地を生かしきれない面が。

儲かるとなれば、数がいろいろなことになってきます。私のひとつはですね、若手就農者を育て
ています。支援もしています。議会にも提案しています。こういう人が育たないと、今後は若い農業者
が出てこないと思うんですよ。そういう意味から、町内、町外、そういう方の何人かでも、自立する農
業者を作るということで、進めてまいりました。そういうことで、今後、継続してですね、頑張ってい
ただければというふうに思いますので。そのために、議員さんもですね、やはり、JAと県と町という
のは、一体的にやるという雰囲気を作ってますのでですね。協議しながらやっていただきたいというふ
うに思います。

以上です。

○議長（土田正雄君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） はい。農業振興というふうなのは、本当に難しい問題が、いろいろ厳しい条件
もあります。その中でも、町長には農業のほうにも、特に力を入れていただきまして、少しずつでも発

展していったというふうな状況もあります。これには感謝申し上げます。

それと、また先ほど、町長から答弁ありましたように、農家支援の稲作経営継続支援の事業も、2月末をもう少し期間延長して、対象者の人にも販売証明等が出れば支援していくというふうな言葉をいただきましたので、そのことにつきましても、また帰って、そういうふうな農業者の人には話をしていきたいというふうに思っております。

そういうふうなことで、4期16年にわたって、町政発展のために尽くしてこられました町長に敬意と感謝を込めまして、また、町執行部におかれましては、今後も農業振興・農業支援には引き続きお願いをしまして、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは、5番石井君をお願いします。5番、石井君。

○5番（石井信行君） 5番、日本共産党の石井信行です。質問に先立って、ロシアのウクライナ侵略、これに断固抗議し、ロシア非難の決議をした国連での141か国の方々の意見に賛同して質問に入ります。

1つ目、PCRの検査の実施をということです。矢掛町では、3回目のワクチン接種が、医療関係者、いろいろな方々の努力でかなり進んでおります。病院の職員さんや民間病院の関係者、それから、町の関係部局の方々に随分御尽力いただいておりますことにこの場をお借りしまして、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、町長にお尋ねします。今まで何回かにわたって、一般質問でPCR検査を、いつでも、どこでも、誰でもできるように体制を作っていたきたいというお願いをしましたが、医療現場から「とてもできない」という答えが返ってきたということで拒まれました。その結果がどうなったか。医療施設でも介護施設でも、クラスターが発生して、矢掛病院では、通常の診察ができなくなってしまいました。幸いなことに病院の方々の本当の努力、御奮闘で、抗ウイルス剤の投与が効いたということで、なんとか、最悪の状態には至らなかつたというお話を伺いました。

この病院の医療崩壊ということになると町民の医療の拠り所がなくなってしまいます。町民は行く所がありません。

昨年の夏には、全国的な自宅療養ということで、医療に掛かれず亡くなってしまった方々が続出しました。矢掛町でも現実のものになりかねません。自分自身が、感染者かそうでないのか。それを知るためにも、いつでも、どこでも、誰でも、PCR検査ができる体制をつくる必要がありますと私は考えます。介護施設でも、病院と同じ状況になりつつあります。幼稚園や保育園でも登園自粛が呼び掛けられ、家族の中で我が子を家で見ることができる場合には、登園自粛が求められて、仕事を休んで子どもの面倒を見ているお宅が増えています。

このような状況を一刻も早く打開するには、検査による感染者の発見、隔離、保護、治療という原則に立ち返って、町民の命と健康を守るしかないと思います。検査キットを配るなどの方法で、

無料のPCR検査が、とりあえず、医療、介護、保育、教育施設で仕事をしている人とその施設利用者の希望者にできる体制をつくるべきと考えますが、町長の英断を求めます。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） 5番議員の御質問、年間を通じて、検査。これ、国会のテレビ討論を見ようとしますと、党の方針としてですね、PCR検査の御質問をずっとやっておられる。この延長線かなという印象を持っております。

これも役割があります、明確に。検査体制につきましては、検査体制整備計画というのがまずございます。これに基づきまして、岡山県が実施するということになっております。これが基本です。つまり、本来、町の役割ではありませんというのが基本的な考え方。

検査については、政府の基本的対処方針により、感染が拡大している地域においては、ここですね。感染が拡大している地域においては、幅広い検査を実施するというふうにされております。これを受けて、今回の状況を踏まえて、岡山県のほうへ伺ったところ、今回のオミクロン株への対応では、検査の拡充ではなく、重症化リスクの高い方、これを止めるという検査を進めているというのが県の役割であり、県のコメントであります。

矢掛町としてはですね、先ほどの、以前からこの検査は、何回も質問されていますし、何回も答えております。矢掛町版として、先生が言うことをよおんじやいうことじゃなくて、開業医の先生方の現場の意見を聞いたらですね、ぜひ、その症状が出た方の対応をやっていくと。いわゆる一般の患者さんもおられる。そういう業務を含めた中で、こういう対応をしていただきたいことも含めて、私のほうが、今言ったとおり、いつでも、今心配される方がおられれば、病院、そしてまた、開業医に行ってもらえたら対応できるということでございますので、このスタンスは変わりません。と同時に、町の役割は、ワクチン接種。これが基本でありますので。今県下で、もちろんトップを走っておりますけれども。最大限、どこよりも早くということで、関係者に協力いただきながら実施しておるということでございますので、今までの対応と変わらないということでございます。

○議長（土田正雄君） 石井君。

○5番（石井信行君） 国の方針に従ってやっているというかたちで、矢掛町の役割はそういう役割はないんだというふうな話が今ありましたが、国の方針を見てみると、結局、ワクチン頼みだけではないか。しかも、遅れに遅れているということと合わせて、根本的には、保健所を20年間にわたって半分にしました。保健業務はパンクしました。これは国がやったことです。医療費削減ということで、先ほども議論になりましたが420幾つかの病院の統廃合の問題の推進は、依然として続いていますし、病床を20万床削減するという、この方針は今も生きております。

さらに、昨年夏には、感染拡大が大幅に広がると、医療崩壊が起こり、自宅療養を強いて医療に掛かれないまま自宅で亡くなった方が随分ありました。国の指示に従ったからではありませんか？

3回目のワクチン接種は、8か月開けないとできないとか、これは医学的な根拠は全くありませんが、それをほかの国が6か月、5か月とやり始めたら、慌ててやりました。

さらに、私が一番びっくりしたのは、お医者さんにも伺ったんですが、PCRのこの検査あるいは抗原検査。この診療報酬の引下げ。これが昨年の12月の暮れに、PCR検査の委託の場合、1万8,000円から7,000円に切り下げられ、4月から実施されようとしています。委託外だと1万3,500円がやっぱり7,000円になります。抗原検査の場合でも、3,000円に引き下げる。あるいは5,600円に引き下げ

られるというふうになっています。これを見ると、病院で今まで1月の段階ではPCR検査やらしてくださいといっていたところは、どんどん引っ込んでいきます。このような点数削減をしたら、病院は赤字になってしまうので検査ができないという状況がもう広がっています。この期に及んで国の方針に従って、命が本当に守れるのかという危惧があります。それで死者が出てからでは遅過ぎる。町民誰でも1日も早く普通の社会生活できることを願っております。そのためには無料のPCR検査の体制の確立。英断を再度求めたいと思いますが、検査機器の購入のことを、40万円ほどするっていうことですが、いま注文しても1年先でないと入ってこないとか、検査に必要な人がすぐになかなかいないとか、いろんな試薬が手に入らないということを伺いましたが、これを予算化しておいて、次に大きくならないようにするために準備しておくということがどうしても必要なのではないかと思いますので、再度、町長の無料検査実施の英断を求めます。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） いつも質問は、検査という質問をやりながら、国の政策を延々こう話をされ、戸惑います。これはもう、病院の問題は、病院の問題。今は、検査の話をしておるということでありますので、国の方針だからといって、今のような幅の広いことは考えておりません。

つまり、今までの体制で問題はありませぬし、そういうことが起きたと。具体的に起きたら、町民の命を守る。これは、町長の使命です。病院の先生方といつも、対応しながら、起きた時には。いま、非常に保健所が、先ほどの役割の中で対応をしてくださっております。本当にもう、頭が下がる思いですけど、これは、町と県との一体感の対応でありますので、具体的にそういう方がおられたら、即ですな、一番良いのは病院のほうへ行って対応していただいて、それで困ることがあったら教えていただいて、命を守る体制というのは絶えず、ただ、役割を言ってるだけであって、人というのは一人でありますから、体制の中で対応していくということでございますので。しっかりと対応していきますので、御安心ください。

○議長（土田正雄君） 石井君。

○5番（石井信行君） はい。いろんな役割があるというのはよくわかった上でお尋ねしていますが、町民の命を守るためには、私、民間病院でPCR検査をするよって手を挙げられた所の病院を実際に何回か見に行かしてもらいましたが、車で列ができて、車の中でPCR検査を受けておられましたが、防護服を着て病院の方が出て来られて、ずら一と並んでおられました。大変な状況の中なんですけど、よくさせてくださっているなど感心しながら見ておりました。このような状況でPCR検査をして、皆、自分は感染をしてないという安心をしたいんだという思いをみんな持っているんだということをつくづく感じましたので、引き続いて、このPCR検査の無料検査実施をぜひお願いしたいということを重ねてお願いして、2つ目の質問に入ります。

次は、バートへの補助金返還請求についての問題ですが、再三にわたって、私、この質問で、バートが作ったという防災アプリが出来上がっていなかったということは、もう、町民、誰もが知っていることなので、できていない者に補助金を出していたのですから、そのまま逃げてしまったバートに対して、補助金の返還請求をしなければ、町民が被害を受けるというわけですから、返還請求をすべきと考えます。町長に補助金の返還請求の意思はおありか。お尋ねします。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） この件につきましては、過去何度も質問され、その都度、答弁しておりますが、

補助金の交付につきましては、適正な事務手順にのっとり行なっており、事業としては完了いたしておる。これは、何回も説明したことであります。何度も申し上げるとおり、アプリの作成実施自体はバートであり、アプリは町が所有管理するものではありません。以上を踏まえ、補助金の返還請求はいたしません。

以上です。

○議長（土田正雄君） 石井君。

○5番（石井信行君） 度重なる答弁でも、「完了している」という答弁でしたが、町自身の資料によって、まだアプリが完成していないという書類が、町の方から出されている。それで、その後に確認ができた。補助金を出してもいいという確認ができたという書類で、証拠として出された資料には、全く別の、町とバートとは全く関係のない裁判の資料が出されたので、これは証拠にならないと思ってたびたび尋ねています。これは、なぜ、こういうことを追求するかと言いますと、このような形で企業誘致をした。それで、10年計画で3年で途中でバツと逃げだした。私としては、この補助金の返還はぜひ必要だと思っておりますが、こういう形の契約の仕方が次々に重なると、企業誘致そのものが非常に不安定なものになるのではないかと。矢掛町自身が、非常にこの疑念を持って見られるのではないかと。思いでお尋ねしています。私は、この返還請求をぜひ必要だということを重ねて主張して、質問を終わります。

○議長（土田正雄君） 続きまして、2番高月敏文君、お願いいたします。2番、高月君。

○2番（高月敏文君） 議席2番、高月でございます。

はじめに、山野町長には4期16年、矢掛のまちづくりに力を入れていただき、大変ありがとうございます。「矢掛は頑張ってる」と周辺の倉敷とか広島等に行った時に言われると、私もうれしく思っております。また、米づくり農家の支援を町としてしていただきありがとうございます。私も3反ちょっとの農家なんですけど。今回、まだ、貰うようにしてなかったんで、延長されるということで、ぜひ、頑張りたいと思っております。

では、通告に従い、2点質問いたします。

はじめに、矢掛町の小・中学校のGIGAスクール構想について質問します。ICT技術の社会への浸透に伴って、教育現場でも先端技術の効果的な活用が求められる時代となった今、文部科学省が推進するGIGAスクール構想は、こうした社会の変化を受けて、小・中・高等学校などの教育現場で、児童生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取組です。

GIGAスクール構想の対象はハード環境の整備だけに留まらず、デジタル教科書や児童生徒が個別に苦手分野を集中学習できるAI——人工知能ドリルといったソフトと、地域指導者養成やICT支援員などの外部人材を活用した指導体制の強化も含めた三本柱で改革を推進しています。矢掛町でもコロナウイルス感染症の拡大を受けて、オンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから児童生徒一人ひとりに一台の端末導入は終わっていると認識しています。

そこで、矢掛町の小・中学校のGIGAスクール構想の費用対効果及び進捗状況を伺いたいと思います。また、一人一台のパソコンを使うためのカリキュラム。どのように習得していくかということはどうなっているかということをお伺いします。また、矢掛町の小・中学校のGIGAスクール構想のメリット、デメリットは何か。担当課長の答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（土田正雄君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 2番，高月議員のG I G Aスクール構想に関する質問にお答えをいたします。

御質問に対するお答えが多少前後しますが、まず、一人一台の端末を使うためのカリキュラムという御質問でございます。端末の利用を前提とした教育内容としては、学校間をつないでの合同授業、各教科での調べ学習、また、新たにプログラミング学習も始まっております。

ただ、G I G Aスクール構想において整備を行った一人一台の端末は、使うこと自体、これが目的ではありません。鉛筆やノートと同様の、道具・手段として新たに取り入れ、日常の学習の中で活用していくことが求められております。

これに関連してG I G Aスクール構想の進捗状況を申し上げますと、この構想による端末及び学校内のインターネット環境の整備は、令和2年度に完了しており、供用開始してから一年が経過しております。令和3年度は端末の持ち帰りや一部インターネット環境の整備が困難な家庭への支援に向けた施策の整備も完了しております。

供用当初——使い始めの頃は、端末の電源のオンオフですとか、ログインの仕方、それから文字入力の仕方など逐一指導をする場面もありましたが、今日では、児童生徒は平生の学習の中でいつでも端末を使うことができます。

わからない言葉、これなどがあれば、各自がインターネットで意味を調べたりすることもあるでしょうし、クラスの全員が自分の考えを端末に入力し、必要に応じて並べて見比べてみたりすることも可能となっております。同様のことを、クラスや学校を飛び越えて、遠隔で行うこともできます。

また、新型コロナウイルスの感染状況等により、登校できない児童生徒もいる中では、家庭と学校をつないで健康状態の確認を行う学校もございます。

このように、G I G Aスクール構想により整備した端末等の環境については、特段のカリキュラム等によらずとも、児童生徒が日常的に活用できる状況になっているということでございます。

次に、G I G Aスクール構想のメリット・デメリットは？という御質問でございます。先ほども申し上げましたように、この構想の主眼は、端末やインターネット環境を、児童生徒が当たり前のツールとして使いこなす環境を整備することでございます。

彼らが飛び立っていくこれからの社会は、大量の情報やI C T機器などが当たり前に存在する、身近に存在する社会です。そういった中において、自分の意志や目的に応じてI C Tを使いこなす能力、氾濫する情報から自分の意志で取捨選択する能力、また、身を守る能力も必要となります。

これからの時代をたくましく生き、自らの未来を切り開いていくための素地を養うこと自体が、この構想の目的であり、そのことがメリットと考えております。新型コロナ感染症の影響等で登校できない児童生徒へのフォローが行いやすくなる点も同様でございます。

また、町内の小学校は、ほとんどの学年が一クラスの小規模校です。このことにより、人間関係の活性化、コミュニケーション能力の向上が全体的な課題となっておりますが、この点におきましても、学校間の交流が日常的に行いやすい環境が整ったことも、本町にとって大きなメリットと言えるのではないかと考えております。

半面、デメリットとして挙げるとすれば、端末自体の故障、その場合の補償などのリスクや新たに端末を持ち帰り、また学校へ持って行く際に、単純に重量として児童生徒の負担が増える点などが考えられます。端末は精密機器ですので、濡れたり衝撃を受けたりすれば故障することが大いに考えられます。

令和4年度からは、新たに平常時の持ち帰り学習等も想定しておりますが、雨の中を持ち歩くこともあり得ますし、家庭での使用状況に左右される部分もあるかと考えます。天候の面などにつきましては、先般2月の補正予算で議決をいただきましたが、持ち帰り用の緩衝材、撥水素材の持ち帰り用のケースの整備もこの3月中に納入できるように準備を進めているところでございます。

原則として、児童生徒の扱い方に故意や著しい過失があった場合を除きましては、保護者の方に負担を求めることは想定しておりませんが、そうだとした場合、日常的に一定数の故障や、将来的には買換えの必要が生じてくることは、財政的な懸念としては持っているところでございます。

持ち歩く上での重量の問題につきましては、今後、端末が教科書やノート、ドリルといったものの役割も兼ねて扱うことができるようになれば、そういったものを荷物から減らすことで、置き換えていくことができるのではないかと考えていますが、これにつきましては、今後の検討課題であると認識しております。

これらを踏まえまして、最後に、GIGAスクール構想の費用対効果という御質問でございます。

令和2年度の一人一台端末と学校のインターネット環境の整備に、約1億1,000万円程度、更に今年度、また来年度におきましても、令和2年度ほどの金額ではございませんが、端末の整備に伴う周辺環境等の整備を順次予定していく予定に考えております。

これを投資と捉えれば、彼らがやがて社会に出たときに、時代に取り残されることなく、新しい時代をたくましく生き抜き、自らの可能性を切り開き活躍してくれることが、投資に対する費用対効果となると考えております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 高月君。

○2番（高月敏文君） 現在、矢掛町のGIGAスクール構想の進捗状況等、いろいろ説明いただき、ありがとうございます。また、現在におけるパソコンはどのように、どう言ったらいいんですかね、一人が一台をずっと1年生から6年生まで持っているのかという問題と、どこかで新しく更新の必要が、パソコンだから必要になると思うんですけど、そういった時にはどのような対応をなされるのかといったことを、再質問として、お聞きしたいと思います。

○議長（土田正雄君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） それでは、再質問にお答えをいたします。

現在、1年から6年、小学校。それから、中学校1年から3年。生徒一人一台、端末を整備しております。これにつきましては、1年生は6年生まで、小学校、ずっと持ち上がっていきます。その端末は、また、1年生の子に、新しい新入生に返っていくと。中学校につきましても、1年から3年まで。同じ端末を持ち上がって行って、中学校の中で回していくということになります。ですから、在籍中は同じ端末をずっと使っていくということになります。

それから、端末の買換えなどでございますが、ソフトの更新があればソフトのインストールで対応できますが、耐用年数というものもございまして、その点も先ほどの回答にありますように、順次そのへんは計画的に整備していかなければならないことと考えておりますので、その点も踏まえて検討課題と考えております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 高月君。

○2番（高月敏文君） はい。ありがとうございました。いろいろとGIGAスクール構想の課題等見えてきたと思います。矢掛町でも指導者の体制等充実して、将来的にはパソコンの中で教科書とかドリルとかができるようになってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。矢掛町の小学校の統廃合と小中一貫校について、質問をいたします。

現在、一部の大都市を除き、全国的に人口減少に伴う少子化が大きな問題となっております。矢掛町においても例外ではなく、その少子化を防ぐためにも、矢掛町では、定住促進及び子育て支援等あらゆる手を尽くしているところではありますが、この少子化のスピードに追い付くことが難しい状況にあるのではないかと思っております。矢掛町の小学校の統廃合を考えた場合、各小学校の児童の人数的な基準等が法律等でなんか決まっているのがあるのかということ、矢掛町の小学校の統廃合について、審議会等で話し合いを持たれているのかということ、担当課長の答弁をお願いしたいと思います。

また、続いて、嶋山教育長が12月の議会で発言された小中一貫校について、いつ頃になればということですけど、いつ頃と言っても時間じゃなくて、どういう状態になったら小中一貫にするようにできると考えていらっしゃるのか。矢掛町の子どもたちの将来を考える上で、小学校、中学校のあり方について、どのような選択肢があるのか。それぞれのメリット、デメリットも合わせて、教育の専門的見地から嶋山教育長の答弁もお願いいたします。

以上です。

○議長（土田正雄君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 課長にも御質問がありましたけど、私のほうから一括してお答えをさせていただこうと思います。

その前にですね、1点目のことで、ちょっと補足をさせていただこうと思います。あのGIGAスクール構想でございます。実は、来年度からですね、本格的に自宅のほうへですね、パソコンを持ち帰るとかいうことを考えておりますので。今年度の2月の三連休がございましたね。11から13日まで。その三連休を利用しまして、その前日10日にですね、全児童のほうに持ち帰りをさせております。それで、家庭での状況等も確認させていただいてるということでございます。

課題としては、やっぱり教職員の研修とですね。それから、家庭的な状況ですわな。そういうところをこれから検討していく必要があるだろうと思います。

それでは、2点目の質問のほうに入らせていただこうと思います。

まず最初に、小学校の統廃合を考えた場合の各小学校児童の人数的な基準はということでございますけれども、特に人数的な基準はございません。

しかしながらですね、これ、県教委にも確認しておりますけれども、やっぱり学校としての機能とか役割が十分に果たせないと考えられる時にはですね。することも当然考えて、統廃合も一つの選択肢であらうというふうに考えております。この点につきましては、またこの後にも、ちょっと触れさせていただこうと思います。

後半の部分でございますけれども、小学校の統廃合と小中一貫校についてということについてのお答えをさせていただこうと思います。前回、12月議会で8番議員さんの御質問のお答えと重複する内容があると思いますけれども、お許しいただきたいと思います。

その前にですね、ある方から、次のような御意見をいただきましたので、ちょっと触れさせていただこうと思います。それは、「教育長は、矢掛町の小学校を統廃合するんですかと。私は反対です」という

御意見をいただきました。地域から小学校がなくなりましたら、残念ながら、地域が衰退していくことは間違いないと思います。私がよくお話をさせていただいていることの一つに、学校と公民館は、地域づくりの拠点であるということでございます。統廃合をしなくても、地域が維持できることに越したことはございませんが、そのための努力を、今後もですね、しっかり続けていかなければいけないということを改めて申し上げたいと思っております。

しかし、子どもたちの知・徳・体といった、教育が本来目指していかなければならないことの達成が困難であると考えられる時には、残念ですけれども、統廃合も一つの選択肢として考える必要があるだろうというふうに思っております。

さて、統廃合の基準というものはございませんけれども、一つの目安として、これ、県教委にも確認したんですけれども、学級数や児童数によって、例えば教頭が配置されない。また、養護教諭や事務職員が他校との兼務配置になると。などの場合、統廃合も検討しなければならない状況も起こり得るということになると思います。

現在、矢掛町では、学校では該当する所はございません。小中一貫校の導入の時期等に関しましては、現在、具体的な考えは持っておりませんけれども、12月議会でも申し上げましたとおり、いわゆる中一ギャップの解消など、メリットもございますけれども、人間関係が固定化しやすい、9年間という長い期間の途中で、学習や生活で挫折する可能性があるなどのデメリットもあり、その導入に関しては、慎重に検討する必要があると思います。

統廃合に関しましては、7小学校を1校にするのか。例えば、近隣の複数校をですね、一つにするのかなどと色々な方針が考えられます。保護者や地域住民はもちろんのこと、学校関係者など多くの方々の御意見を聞かせていただきながら、そして、関係者としてしっかり協議をし、進めていかなければならないと考えております。

令和2年度の教育総合審議会の答申につきまして、12月議会でも申し上げましたが、答申の一部をちょっと紹介させていただこうと思っております。その点にですね、統廃合についてのことは触れております。

審議会の内容でございますけれども、本審議会としては、現状町内各小学校において、児童一人ひとりへのきめ細かな指導等、小規模校のメリットを生かした教育が実践されていること。全校に、学校運営協議会が設置され、各校と地域の良好な関係が築かれており、地域ぐるみの教育・子育てが良好に実施されていることに鑑み、現行の各地区1校——町内7校でございますね、の体制を維持することを提言するというふうな答申をいただいています。

当面はですね、この答申を大切にしながらですね、取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。具体的な今後の検討課題につきましては、今後の課題だろうというふうに考えております。

お答えになったかどうかわかりませんが、以上、私からのお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 高月君。

○2番（高月敏文君） はい。ありがとうございます。統廃合と言っても、やはり、小学校は、やっぱり地域との関係、保護者との関係で、学校と地域が存在していると思いますので、いろいろな問題を解決していかなくってはなりません、矢掛町の子どもたちにとって、何がベストなのかと。子どもたちを

やっぱり一番考えることが大切だと思っております。

まちにおいては、少子化問題については、今以上に強力な対策を講じて、できるだけ小学校の人数が減らないように。減らないようにというか、少なくとも減らないように、対策をお願いします。

また、教育長を始め、教育委員会におかれましては、教育におけるさまざまな情報、また、いろいろな考え方を地域、保護者に対して、その都度、情報開示をしていただき、丁寧な説明をしていただくことを要請いたします。特に、再質問はありません。

終わりに、嶋山教育長におかれましては、3月末をもって退任されますが、矢掛町の教育行政に多大な功績を残されたことを高く評価するとともに、心より感謝申し上げる次第であります。今後は、健康にはくれぐれも留意され、矢掛町の教育行政をいつまでを見守っていただきたいと、切にお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（土田正雄君） 続きまして、9番、浅野 毅君、お願いいたします。9番、浅野君。

○9番（浅野 毅君） それでは、引き続き、9番浅野でございます。今回、総論的なことが一つと、あと残り二つは各論的なことになるかと思えます。またよろしくをお願いいたします。

まず、第一に矢掛町景観計画の策定と景観行政団体について。ちょっとややこしい質問なんで恐縮なんですけど、令和2年の12月議会で景観行政団体への移行について質問させていただきました。若干、重複するところもあろうかと思いますが、御容赦願います。

景観行政団体に移行後、景観法に基づく景観計画を作成できるようになっておりますが、景観行政団体に移行するには都道府県、指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体になることができるということでございます。それ以外の市町村——矢掛町などはですね、県知事との協議を経て景観行政団体に移行できるとされております。

また、景観計画は景観行政団体が良好な景観の形成を図るために、景観計画区域、それから、景観まちづくりの方針、建築物・工作物への形態・意匠・色彩などの基準、それから、景観重要建造物・樹木の指定の方針などを定めなければなりません。そういう規定がございます。なお、景観計画を策定するには、市民——ここでは矢掛町の皆さんの意向調査の実施や、景観計画策定委員会等による調査審議会を経て行う必要があります、種々手続きが必要であります。矢掛町の三大事業が、ハード面でございますが完成しておりまして、新しい矢掛が生まれつつあります。

景観計画策定について、町民の皆さんにも今までの矢掛の三大事業といいますか、そういうことを理解していただいておりますので、景観計画を策定するについては、御理解をいただけるものと思っております。

話が前後しますが、景観法というものは、平成16年の6月に制定された、我が国初の景観に関する総合的な法律です。我が国初の景観に関する総合的な法律。ここが一番重要なことだと思っております。これは、国が平成15年7月に美しい国づくり政策大綱を公表し、美しい国づくりのための基本的考え方と、具体的な施策を示したことを受けて制定され、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的として、基本理念、市民、事業者、行政の責務を明確にしており、良好な景観形成のための行為の規制や支援の仕組みを備えているという内容で、ちょっとややこしいですけど、そういう矢掛のまちを、将来にわたって持続可能な町として発信するには必要な法律であろうと思っております。ぜひとも、景観行政団体に移行して、景観計画

を策定し、景観法に沿ったまちづくりが矢掛にふさわしいと思いますが、見解を問います。

○議長（土田正雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、9番議員、浅野議員さんの御質問、矢掛町景観計画の策定と景観行政団体についての御質問に建設課からお答えさせていただきます。

この御質問につきましては、令和2年12月議会におきましても、浅野議員より同様の御質問をいただいております、その時に建設課から答弁をさせていただいているところでございます。

答弁といたしましては、「研修会やシンポジウム等の研修により、本町の効果・有効性について、研究を開始したい」とお答えをさせていただきました。

そこで、令和3年2月に開催された、中国地方都市美協議会景観研究会に職員2名を参加させ、法制度の活用、全国の活用事例及び国土交通省からの情報提供などを受講し、景観に関する研究を開始したところでございます。

御質問要旨にございました、早急に景観行政団体に移行すべきとのことでございますが、浅野議員におかれましては、今回を含め、平成29年度より景観に関する御質問を4回なさっております、深い見識をお持ちのことと存じます。当然、御承知のこととは存じますが、景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことでございます。

長い時間を掛けて形成された矢掛町独自の景観を、愛着と親しみをもって後世に引き継ぐことは重要と考えております。昨年度の伝統的建造物群保存地区の選定や商店街の無電柱化、道の駅山陽道やかげ宿の開業など現状は大きく変化しており、景観法の基本理念では、良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう多様な形成が図られなければならないとあります。

建設課といたしましては、現在、晴れの国おかやま景観計画の適応区域であることや、本町の特性を生かし、優れた景観を守り育て、快適で文化の香り高い景観を創造するには、町民・事業者・行政が協働し、景観における更なる熟度を高める必要があるものと考えておりまして、引き続き、研究を進めるとともに、本町における必要性を分析していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 浅野君。

○9番（浅野 毅君） 丁寧にいろいろお答えいただきまして、私が前回質問したことに対しても研究をされるというような話をされております、覚えておりますが、一歩二歩進んだ事だと思っております。今後引き続き矢掛町のために、いろいろ研究していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

2番目、移住促進について。これもまた、ダブることがあるかと思うんですが、ふるさと回帰支援センターというところがあると思います。これは正確に言いますと、特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰循環運動推進支援センターの略でございますが、これは、今で言うNPOですね。NPOふるさと回帰支援センターというほうがわかりやすいと思いますが、そういう団体の活用についてということです。

これは、令和2年6月にも同じことを申し上げておるんですが。今まで岡山県はもちろん会員になっておりますが、市町村では10市町村が正会員になっております。この法人の定款第3条の目的は“都市生活者が地方・農山漁村又は中山間地域に就農・就業あるいは定住・一時滞在することに対して、必

要な情報の提供、支援に関する諸事業を行い、地域社会の振興・発展と循環型生活文化の推進による環境の保全を計り、もって国土の均衡ある発展・国民生活の向上に寄与することを目的とする”という団体でございます。

当町におきましても、この法人が企画しておりますイベントなんかでもいろいろ出展されたり、連携されていることは十分承知はしておりますが、正会員になって活用すればいろんな情報が入るし、また、矢掛の発展のために非常に重要であると私は前から大事に考えておりました。そういう意味で、しつこいようですが、また、質問させていただいております。ちなみに、年会費は5万円であります。簡単に言いますと、NPOの会員になって、その中に入っているいろんな情報を取るというような意味でございます。よろしくお願いします。

○議長（土田正雄君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 9番、浅野議員さんの都市住民の移住促進についての御質問について、産業観光課からお答えします。

ふるさと回帰支援センターの正式名称は議員さん御指摘のとおりですが、略称である、ふるさと回帰支援センターと呼ばせていただきます。なお、東京都千代田区に本部を置き、同所と大阪府中央区の2か所に事務所及び回帰支援センターが設置されています。

岡山県内では、本日時点において、議員さん御指摘のように、岡山県を始めとして、8市2町の計10市町が正会員となっています。

正会員は、年会費5万円で、ふるさと回帰支援センターでのセミナー等への参加、センター内へのチラシ等の設置、ふるさと回帰フェアへの出展資格等が可能となります。

矢掛町は、正会員ではありませんが、情報収集に努めており、ふるさと回帰センターでの相談を受けていただいた際には矢掛町も御紹介していただいております、そのことがきっかけで、矢掛町移住定住お試し住宅への受入れについても毎年実績があります。

令和2年6月議会で、ふるさと回帰支援センター関係の実績等についてお答えしましたが、その後の主な取組を御説明いたします。

まず、令和3年11月に東京都で、岡山県とふるさと回帰支援センターが共催で開催したふるさと暮らしセミナーでは、山野町長を始め、県内27市町村長によるビデオ録画出演等でのトップセールスも実施されました。

また、ふるさと回帰支援センターで岡山県が確保している枠等を有効に活用したセミナー出展等を行っており、令和3年9月に開催された大阪センター主催のオンライン移住セミナーに、高梁川流域自治体として矢掛町も参加いたしました。

そのほかにも、ふるさと回帰支援センターとは関係ございませんが、仕事と旅行や休暇を両立させるワーケーション事業について、令和3年11月に、ワーケーション自治体協議会と岡山県が主催のモニターツアーを、岡山市・笠岡市・矢掛町の各地を3泊4日の行程で実施し、ツアー参加者は、矢掛屋やあかつきの蔵等のアルベルゴディフーズについて見学いたしました。このワーケーションは、おおむね1週間以上の滞在を見込む新たな観光や旅のスタイルと位置付けて岡山県も注力しており、その普及を図っております。

このように、コロナ禍により現地での開催や出展等が困難な状況の中、ふるさと回帰支援センターのホームページを始め、岡山県等の様々な情報の収集に努めており、オンライン開催や動画出演等の新た

な方法を有効に活用しながら取組を進めております。

なお、転入者数につきましては、転出者数を差し引いた人数を表す社会動態の状況について、総務省の統計——住民基本台帳に基づく人口、人口動態調査及び世帯数調査によりますと、矢掛町は、平成27年から平成29年にかけては、それぞれの年で、マイナス9人、マイナス3人、マイナス13人で社会減の状況でしたが、平成30年にはプラス1人、令和元年にはプラス10人、令和2年にはプラス16人と、近年は社会増の状況が続いております。

矢掛町はふるさと回帰支援センターの正会員ではございませんが、ホームページ等から多くの情報の入手が可能な状況でございまして、近年の実績も含めて、分析しておりますが、産業観光課としましては、現状のままで良いと考えております。

最後に、都市部在住者の地方移住や二拠点生活等への関心の高まりを見せる中、ふるさと回帰支援センター、岡山県や近隣自治体等とこれまで以上に強く連携を図りながら、コロナ禍においても対応可能なオンライン等の新たな手法も積極的に取り入れ、今後も矢掛町の人口の社会増が継続できるように、一層の移住定住促進に向けて取組を実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 浅野君。

○9番（浅野 毅君） いろいろ連携されていて、十分、私が思っている以上にいろいろやられているようで、感謝しておりますが、もう一步踏み込んで、年会費が5万円でありますんで、NPOの会員になりますと、いろんな、もちろんメリットがあります。もうひとつ突っ込んで、よりプラスになると私は思っておりますんで、引き続き御検討していただければと思います。ありがとうございました。

それから3番目、矢掛商業高校跡地について。これにつきましても、通告の時にはわかっておりませんでしたが、議会の冒頭で、町長のほうから、一応予定があるとお話をいただいておりますんで、深くは町長がおっしゃったとおりで、有り難いなと思っております。

それでひとつ、バートが平成30年3月ですかね、退去をされまして、そのあたりの経過でさっき5番議員さんも御質問されましたが、完全に解決がついておるということでございますんで、非常に安心をしております。

以上で、ちょっと段取りが狂っておりますんですが、何かありましたらお願いします。

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 9番、浅野議員さんの御質問、矢掛商業高校跡地について、企画財政課からお答えいたします。

平成18年3月に矢掛商業高校が閉校した後の経緯と、このたびの公募の状況ということでございます。

まず、平成18年に、福祉専門学校の設立について要望が出され、翌平成19年に、学校法人と町とで立地協定を結びましたが、結果的に開校を断念され、平成20年に計画廃止の届出がなされました。

その後、複数の活用希望が寄せられ、議会でありますとか住民の代表者の方への情報提供等を経た結果として、平成27年3月バートインターナショナルと使用貸借契約を締結し、同年4月から平成30年3月までの間、バートインターナショナルが使用いたしました。

そして、令和元年度から2年間、矢掛町観光交流推進機構——DMOでございますが、使用しております。

その後については、昨年１１月を期限として公募を行い、１件、学校法人貝畑学園からの応募がありました。

住民代表や有識者等からなる選考委員会においても賛同の意見を賜り、議員の皆様にも公募事業者から説明をいたしておるところでございます。

日本語専門学校として活用する上で、無償貸付の議決をいただくための議案を本定例会に上程させていただいているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 浅野君。

○９番（浅野 毅君） ありがとうございます。経過はわかりました。

今度新しく来る、議決の前でございますのであれなんですが、今後何年か１０年くらい契約がありますので、うまく安定した学校運営ができますように、私どもとしても応援していきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。この際、昼食などのため、午後１時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、午後１時まで休憩いたしたいと思います。休憩。

午前１１時４６分 休憩

午前１２時５５分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、３番原田君、お願いします。

○３番（原田秀史君） 議席３番の原田でございます。

まず、山野町長には、４期１６年、本町の発展に御尽力いただきましたことを御礼申し上げます。また、同僚議員からもこのたびの米価下落に対しまして農家への支援補助金の交付をしていただけましたことに対しての感謝の意がありましたが、私も要望者の一人といたしまして、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、保育の無償化についてと保育士の現状等についての二問を質問をいたします。

まず、保育の無償化についてでございますが、これは町長の１６年間の多くの実績の中でも、質の高い総合運動公園の整備、道の駅開業・無電柱化を含めた市街地整備に並ぶ三大事業だと私は捉えています。

この無償化は、国においては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、平成３０年１０月１日から、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する３歳から５歳の全ての子ども及び０歳から２歳児のうち住民税非課税世帯を対象に無償化が実施されました。

本町では、国の制度に先駆け、平成３０年４月１日より、人口増、子育て支援を目指し、国の対象外であった住民税課税世帯の０歳から２歳児を含めた無償化が、山野町長の英断により実施され、本年で４年が経過いたします。

そこで、無償化に係る以下のことについて、この制度の継続を前提に質問をいたします。

1 点目といたしまして、この制度は、子育て支援を充実することで人口増を図る目的がありますが、現時点でのその効果について、担当課長にお聞きいたします。

続きまして、2 点目といたしまして、無償化の問題点として、新たな利用希望者の増加による待機児童の問題や保育士不足による保育の質の低下などが懸念されておりました。現在、町内3 保育園・1 認定こども園の合計定員は460 名ですが、0 歳から5 歳児人口に対する入園率が無償化開始の平成30 年度の約72 パーセントから、令和元年度には約76 パーセント、また、認定こども園が開設された令和2 年度には約85 パーセントと年々増加傾向にあります。第2 期矢掛町子ども・子育て支援事業計画にあります、令和4 年の推計人口——これは0 歳から5 歳までの530 名のうち、このうち87 パーセントの入園率を超えれば定員超過し、待機児童が出る可能性があります。こうした問題は、無償化効果による対象者の増加及び入園率の上昇に伴うものであり、今後も予測されますが、そうした場合の対応について、担当課長にお聞きいたします。

次に、3 点目といたしまして、この無償化については、平成30 年4 月号の広報やかげの紙面に、“この制度は、県内はもちろん全国的に見ても珍しいことです”と紹介されましたように、これは、全国に誇れる制度だと思います。そこで、山野町長に、その英断の中で、この制度を令和4 年度までとしたこと及び全園児を無償化の対象にしたことなど、無償化に対する思いをお聞かせ願います。

次に、4 点目といたしまして、国においては、時限的な政策ではなく、後年にわたり継続されるものと思いますし、継続されなければならないものと思っています。そうした中、本町では、前段でも申し上げましたが、国の対象にならない住民税課税世帯の0 歳から2 歳児も無償化の対象であります。このことは、とりわけ子育て世代にとり、大きな支援になり、少子化対策としての効果はあると思われます。こうしたことを踏まえ、令和5 年度からの無償化の継続について、安部総合政策監の見解をお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 3 番原田議員さんの保育の無償化についての御質問に健康子育て課からお答えいたします。

まず、1 点目の人口増対策の観点からの効果につきましては、昨年8 月に子育て支援策の効果について課内で検証を行っております。検証の方法は、誕生年ごとの子どもたちの人口が3 年間どのように推移したかという方法で確認しております。結果ですが、過去3 年間、全て年齢の子どもたちが増加又は横ばいという結果でありました。このことから、保育料の無償化を始めとする現在の子育て支援策については、一定の効果はあったと考えております。

2 点目の利用希望者の増加による受入れ体制についてですが、まず、今年度と来年度の入園の状況が、保育園・認定こども園の定員合計460 名に対しまして、令和3 年4 月が423 人。令和4 年度の入園決定者が424 人という状況でございますので、現状では、計算上の受入高は確保しておるという状況です。

今後についてですが、更に利用希望者が増えて定員を超えるような場合ですが、建物については、矢掛認定こども園の南側に園舎を更に増築するための用地を確保しており、こういったことで対応していると思っています。

以上です。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） 原田議員の質問にお答えしたいと思いますが、なんか項目ごとに担当言われま

したが、安部総合政策監のほうは、国土交通省と話をいたしまして事務分掌はこういう単位でやることは契約していますので、ここの担当は指示しておりませんので、私が併せて回答をいたします。

まずですね、私への質問ということですけど、全般に、非常にこれは、かなり決断をして、国に先駆けてやった事業ということで、評価していただいたことに感謝申し上げます。

ここへ入ります前にですね、これは何やったかということは、まず人口問題です。多少、これから、そこちょっと話をしますけれど、人口問題は絶えず言ってますように、社会増減と自然増減がある。この社会増減に対抗する施策としては、工場誘致、住宅政策、そして今のまちづくり。これは、移住、定住、交流と。ここらが、社会増減のプラスマイナス。プラスにしていきたいという政策をずっとやってきております。

問題は、今言われるのは、自然増減の対策。これ、この最たるものです、少子化対策が。問題は、死亡と出生という話になります。死亡は、今の状態では大体200人を超える、毎年。出生は、なかなか100人に到達しない。こういう現状を考えた時に何をやればいいのかということになれば、この少子化対策になります。

そういうことの中で、ちょっと次の、継続と合わせて説明いたしますけれど、これがやれるかやれないか。今、原田議員が言われるように、これ全部そう簡単にはいきません。国もそう簡単にはいきません。

いうことは、資金です。お金がなければ、絶対これはできません。そういうことから、今言われる平成28年度。今、このまちで思い出して、その28年度におられる議員はわかると思いますが、2つの基金を積みました。お金がないとできない事業。一つがこの少子化対策です。それからもう一つは、まちづくり。あの事業です。

その時に、5億円事業を少子化対策の未来基金として5億円。そして、今の賑わいのまちづくり基金で5億円をここをまず準備をしている。花川議員が言われたように、準備をして、事に掛かるいうことであります。

その時に選択肢が2つあって、一つは、今ある予算。一年の予算の中で少子化対策をやるというのが、一つの手法があります。全国でもそういう手法でやられようかもわかりません。

私はそれを取らずに、生活は守る。その中で、新たな資金を確保して少子化対策へ打つということで、5億円を積んだということがあります。

その時になぜ10億円ができたかということですが、5億円は、いま、基金を積んでおります、この運用益。最高の時に処分した。この5億円の売却益が5億円あります。あと5億円は、財政調整基金。この当時ですね、国のほうから、財調へお金を持っておる所についてはですね、多少裕福だというようなイメージが全国にありまして、これを切り替えないといけないということで、財調からこの基金へ積んだというこの足跡があるということを知っていただいて。

そこで、少子化対策のほうへ戻りますが、このことは誰がやっても、もう必ず人口が減る。世界、日本中の状況の中でですね。かなり手を打っても難しいという判断になって、これは、必ずやらなければならないという政治決断であります。

この時には、私自身が制度設計をしました。結婚から、結果的には高校まで。この間に、担当を呼んで、どういう費用がどういうふうにいるか。きめ細かく全部出しまして、冊子を皆さんに配ってますけど、あのメニューを作ったのが、その時であります。いうことからして、その決断した思いというのは

ですね、基本的には人口対策であるんだけど、自然増減。これを少しでもですね、縮める施策としてこれを取り組んだというふうに思っていただけだと思います。

そして、この継続についてはですね、私も、なかなかこのお金は、ずっと私もしないので、将来においてじゃねえ、政治が変わっていく中でどうして安定していくかということを考えた時に、基金を積んでいますので、今回の補正予算で積み増しをしています、4億9,000万。ほぼ、最初の頃へ戻っています。

今の今年の予算の少子化対策を、いま、今回の予算を見てもらえばですね、繰入額が2,800万になっています。これを単純に今のまま割り算すれば、17、8年は持ちます。という計算にはなるんですが、ここから先はですね、トップ、そして議会の政治になってまいりますので。使い方。どういう使い方やるかについてはですね、変わってくる。

もうひとつ、これに入っていないのがですね、医療費です。今回の予算が、皆、一般財源でですね、五千数百万円入れています。これだけで5,000万円入れていますので、どういう枠の中に、少子化の、この基金の使い方を決めればですね、これが10年持つのか、20年持つのかというふうなことになりますので。少なくとも、議員がしておられる間は、心配ないというふうに思いますが、ただ、時限にしているのはですね、やはり政治はこう変わってきますから、というのがあってしておりますので。気持ちとすればですね、この基金がある限り続くというふうに思っていただけという、私の気持ち等あります。

少し良い話とすればですね。遅ればせながら、先陣切ってやったというのが大事なんですけれど、国が、ここへ来てですね、ようやくこども家庭庁。これから庁を作るという話です。かなり、この分野へ力入れてくると思います、国自体が。そうすると、うちは先陣切っていますので、今しとる分にて、国のほうが財源を決めてくれればですね、より長くこの金は使えるというふうになりますので。それは、もうかなり、国がやる以上、期待できるのではないかなというふうに思っています。ある意味では、今の私の気持ち、この基金を積んだ気持ちから言わしゃあ、もう当分の間心配ないというふうになろうかというふうに思います。

そういうことと、先ほど言われた課長が説明いたしましたが、当然、これの効果はあります。どういう面であるかと言えばですね、住宅政策で補助金をする時に、私の所へ来て、話をさしてもらっていますが、「どこから来られて、どうですか、どういう要因ですか」といろいろ聞きます。その中に、この少子化。非常に子育てしやすいまちだというふうにしてくださる方が、かなりおられます。一番感激したのは、全く矢掛に縁の無い、夫婦の二人ともですね、無縁の方がそういう話を聞いて、このまちへ来ようというふうに決断したという話を聞いた時には、ああ、これは自分の思うた政策の事と。大半はやっぱ関係者の方でですね、矢掛町へ紹介で来たという方が多いんですけど、そういう面もこれで感じたところであります。

先ほどの利用者の話。課長言うたとおりでありますが、これについては、かなり、こども園をする時に職員とかなりやり合いました。いうのは、私は、待機児童が出るのを待ってます。このくれえ人に来てほしい。20人待ちよんじゃ、50人待ちよんじゃ。こういうことを楽しみに待っていますが、なかなかそういう状況では当然ありませんが。その対応としてですね、今言ったように、あの園の中に、おわかりだろうと、前の古い建物があつたあの位置は、もう増築用に場所を取ってます。けど、職員の推定では、「町長、今の減り代だったら、到底今の中でやれる」というふうに聞いてますけど、ちょっと安全牌

としては、そこまで手を打っていますので、安心していただければというふうに思います。

以上が、お答えにさせていただきます。

○議長（土田正雄君） 3番，原田君。

○3番（原田秀史君） はい。町長に答弁をいただきました。

私もある程度予想はしていたんですが、町長の行政手腕によりまして、5億円の新たな積立てがあり、今後、私が何年議員するか分からないんですが、そのうちは大丈夫だというお答えをいただきましたので、大変安心しましたし、この最初の質問の中の人口増対策という面から見ても、横ばい状態ということでございました。

人口のことを調べてみますと、平成30年の人口が1万4,364人から令和2年に1万4,113人と251人減少していますが、出生数は80人前後と課長が言われたとおり横ばい状態ということで、これは、先ほど町長も言われましたが、医療費の無料化、住宅施策と併せての少子化対策の面からの一定の効果ではないかと思います。

また、待機児童は元より、定員についても現在は心配ないということでございました。

令和4年度の当初予算の説明資料の中にもそうした人数がありまして、定員はまあ大丈夫かなと思いますが、ここ何年かの対象人数に対する入園者が、先ほど言いましたように、だんだん、だんだん増えているような状況でありますので、このへんのところを考えていただきたいと思いますし、多分その令和2年の認定こども園の開設時には、そういうことは織り込み済みでの定員だと思いますが、今後の対応に対しまして、矢掛町の認定こども園の条例には、利用定員に達している場合は“入園を制限又は承諾を取り消すことができる”とありますが、矢掛町保育園条例には、そうした条項の明記はありません。

このように、保育園においては定員に対しての柔軟性があるようですので、保育士の配置や保育環境等を整備し、待機児童が出ないように適切な対応をお願いしたいと思います。

最後になりますが、第2期矢掛町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果の中で、就学前に子育てをする上で重要度が高い施策といたしまして、保育園保育料の無料化。また、町に望む支援として、子育て費用の助成が77.6パーセントと、子育て世代からのこのことに対する要望が大変大きなものであることを踏まえるとともに、世代間の公平性を維持する観点からも、先ほど町長の答弁をお聞きしまして、この点については、永久と言ったらあれですけど、ある程度の期間は大丈夫ということをお聞きしまして、安心したところでございます。これをもって、この無償化についての質問は、終わらせていただきます。

続きまして、2問目といたしまして、保育園の現状等についてお伺いいたします。

現在、町内の3保育園、1認定こども園、合わせて正職員6名、会計年度任用職員のうちフルタイム職員54名、パートタイム職員11名の計71名が勤務しているとお聞きしましたが、その現状等について以下のことについて質問をいたします。

1点目といたしまして、平成29年の岡山県による岡山県保育士実態調査結果の雇用形態では、正規雇用の割合が約46パーセントとあります。一方、本町では、先ほどの数字を割ってみますと、その正職員の割合は約9パーセントと、県の調査結果と比較してもかなり低い数値になっていますが、この現状をどう捉えているのか。

また、先日、近所の方で近隣の役所へお勤めの方にその比率を聞きましたが、会計年度任用職員の割合が年々増えてはいるが、大体、現時点では半々とのことのお答えでした。そこで、近隣市町及び類似団体の

状況も併せて担当課長にお聞きいたします。

次に、2点目といたしまして、現在4園では、正職員の保育士が園長として勤務されていますが、そのうち1名が本年度末定年退職し、残りの園長を含め正職員が5名になり、その年齢を見ますと、40代半ばから50代前半の保育士で構成されています。このことから、当面は正職員の保育士で園長職が充足されると思いますが、これから、10年以降をみますと、正職員の保育士による園長職が危惧されます。園長は、責任に対する対価や処遇面の問題もあり、会計年度任用職員の保育士の方が園長職に登用されるのは、課題が多いのではないかと思います。こうしたことも踏まえ、長期的見地からの計画的な正職員保育士の採用についての見解を執行部にお聞きいたします。

続きまして、3点目といたしまして、現在、先ほどから言っておりますが、町内保育園、認定こども園の定員は合わせて460名。それに対して令和2年度の入園実績は、認定こども園の開設を機に451名と、無償化した平成30年度の386名から約17パーセント、65名の増加がありました。一方、保育士につきましては、平成30年度の66名から約8パーセント、5名の増加の71名にとどまっています。

現在の各園の定員は三谷保育園80名、中川保育園も80名、小田保育園につきましては70名、認定こども園は230名ですが、この数字を最低基準である国の保育士配置基準に当てはめると4園各々の保育士数は何名になるのか。

また、保育士は本来の業務は元より、トイレ等の清掃や蛍光灯の交換など園内の保全作業等多岐にわたり、保育士本来の業務とは異なる作業も余儀なくされているものと思います。そうした業務に加えまして、令和2年からのコロナ禍では、毎日保育施設内での消毒、検温、三密回避などの感染対策、さらに、園児の体調への気配りなど平常時と違った対応が求められております。令和3年12月の一般社団法人日本保育協議会の保育現場で働いている保育士へのアンケート調査では、コロナ禍での保育について負担を感じていると約89パーセントの方が回答しているように、ほとんどの保育士の方々が負担を感じる中、過度の業務が起因し、結果的に保育の質の低下などの問題が懸念されますが、4園の保育現場の現状と対応について、担当課長にお聞きいたします。

〇議長（土田正雄君） 町長。

〇町長（山野通彦君） 保育士の現状等という質問でございますが、これは担当課長で答えられる問題ではありません。町長のほうから、前半の正職員の関係の質問が、正職員化の現状をどう捉えているか、類似団体の比較、正職員の採用計画、この3つについて、私のほうからお答えします。

これはですね、議員は職員時代——今から3、40年前。ずばり言ってですね、この保育園の運営のあり方の問題です。遡れば、皆さん言葉がわかる、三位一体改革。ちょうど20年前。まだ、合併前の時分ですね。論議をされておった。この時に、大きな変革が起きてます。どういう変革であったかと言えば、結局、公営か民営かという話です。国のほうは、民営を推進してます、そっから。そっから始まってます。この制度は、前の町長時代で決断された形です。いま、その当時を調べたら、一般財源が1億円入ってます。補助金が入っても1億円の持ち出しになっておる。その時に早く考えられたんだろうというふうに思いますが、つまり、職員給与、一般職の給与で保育園を雇う体制であったものが、これでは、もう運営はできなくて、行政改革として、国のほうは民営化を推進する。もう、そこから始まってます。

今、職員の話が出ましたが、職員は平成12年が最後の採用者です。もう、21年前から採用をして

おりません。正規職員は。というということは、やっぱ先読みをされてですね、その時にどちらを選ばれたかと言えば、やっぱ公営を選ばれたんですよね。民営を選ばれるんでしたら、公募をして民営で運営するという手法と二つあったわけです。たぶん、この時にトップ——町長は、公立でやったほうがいいんじゃないかと思われた。

そうしたら、どうすればいいかといえば、今の一般職の給与表じゃ駄目だということなんですよ。国がそれだけのお金を出さない。だから、民営の同じ形を作る、公営で。これが今、20年前から矢掛は浸透してきた。それだから、採用者は21年前に入っとなんですけど、そっから採用してませんから。その後、1年1年、正規の職員が辞めて、そして、その時は嘱託言っていました、それを入れることによってですね。この1億円が、ずんずん、ずんずん減ってきて、財源的には合うんですけど、何も民間の保育園とは何も変わりません。人材も変わりません。今のスタッフをそのまま民間へ行っても十分できます。

いう事の流れですので、この正職員の云々については、もう21年間やっていない。それについては、運営方針を、国は、一番わかるのは、議員の中でその予算書を見てください。4億円の一般財源が入っています。一般財源とはなにかと。いや、交付税のお金ですよ。国の補助金はありませんよ、1円も。これが一番、議員としては知っていただいて、これは将来ずっと影響があります。

いつどういうふうに転換するのかと。私は、前に決断されたこの16年間をそれを守ってきたという立場です。それがゆえに、ほぼ均衡を取れた。予算内容の財政内容の中で運営されておる。それで今、議員が言われるように、多少、嘱託と正職員に差があると思われますけれど、それは全くありません。同じ研修をし、同じ勉強をしとると。職員は給料がやっぱり高いのでその園長とかいう重い責任の所へ置いてます。これは、私のほうへなってから、今のことへ気付いたので、どんどん、どんどん辞めて少なくなっていく。

そこで、今の嘱託職員を主任にして、園長に出来る形を作っていたのが、平成24年、29年と手当てを上げながらですね、主任手当てを作って、あなたたちがいずれこの園を運営するんですよ、というような形をつくってきた。このことはですね、早くも、幼稚園があった時には、その人8人いったわけです。その時分にもう、職員が一旦切れた時には、嘱託の職員の人にその園長代理、園長、幼稚園で言えば主任教諭。これをしてますので、もうそういう経験はあります。そういう面では、十分こういうことは読み込んでやっておるということでもあります。ただ、職員との中だから嘱託という言葉を使いますが、これを分離してしまっ、保育園だけと思われれば、もう民間の保育園と全く一緒というふうに思っただければと思います。

それから、先ほど言われたように、他市町村の比較を言われていますが、これがこの変革期です。また、公立と私立が混ざっておる。それはもう、市町のなんなんで、金をそれだけ出してでもじゃね、公立でやるかどうかというのはその市町の経営の問題になってくると。けど、放っておいてもどんどん民営化のほうへ動いておると思います。明らかなのは、いま、財源が厚生省から出ておりません。総務省から出ておるお金です、これは。だから、三位一体改革でですね、民営化しようと言うた時に厚生労働省から離れた。へえでそのほんなら財源をどうするのかと言うたら、総務省のほうで、現状で、当分の間は負担しましょうという予算になっておるというところを十分認識いただいて、今後はですね、どういう形になるかというのは、どこかでいつか、このままで持続できるのか。それから、もう民営化しなきゃならないのかというところは、国の方針はそういうところへ来ておるということを言っておきたいと思います。

そういう面からいたしますと、その職員問題というのは、それでおわかりいただけるだろうというふう
に思っております。

今の、次からの定数の問題については非常に複雑ですので、0歳でなんぼとか年齢によって違います
ので、これは後、課長のほうから説明さしたいと思います。

それから、1点ですね、前の質問の時の待機児童の問題をもうちょっと詳しくしとかんといけんと
思うんですよ。待機児童の問題は、施設に関しては町のほうが説明しましたが、一番困るのは、保育士。
保育士が不足して待機が出るという可能性はあると思います。ここだけですね、よく。「待機はもう、町
長、無いようたる」と言われるときに、待機が出る可能性があった時にはですね。保育士が不足した場
合にはそういうことが起きる。特にですね、0歳。この低年齢の人が来られた時に保育士が非常に多く
要りますので。一気に影響が起きてくるということがありますから、そのへんだけは、そういう含みも
あるんだということをちょっと申し添えておきたいと思います。

一応、以上です。

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 3番原田議員さんの保育士の現状についての御質問の中で、国の保
育士配置基準に当てはめた4園各園で必要な保育士ということ、それから、コロナ禍での過度な業務
に起因する保育士の質の低下等の現状と対応について、私のほうからお答えいたします。

まず、国の保育士配置基準について、4園で当てはめた場合ですね。これ、令和4年4月時点で基準
に当てはめると、矢掛認定こども園は園児209人の予定に対しまして、保育教諭が20人。三谷保育
園は園児79人に対して、保育士が9人。中川保育園は園児82人の入園予定に対しまして、保育士が
9人。小田保育園は園児55人ですが、こちらも保育士は9人になりまして、最低で4園の合計で47
人というふうになります。

実際には、保育士の配置基準は、保育する子どもの年齢によって必要な保育士の人数は異なりますし、
障害児の受入れや一時保育や預かり保育への対応などがありますので、66人の保育士と保育資格を持
つ園長4人、計70人の配置を予定しております。

次に、コロナ禍での保育士の対応ですが、園の消毒作業などを始め、新たに作業が発生しています。
感染予防には必ずこういった作業が必須ですので、ここは各園とも適切に行っていただく必要があります
して、お願いをしております。

一方で、園の業務のほうを効率化を図る取組も実施しておりまして、各保育園の園児の記録などを電
子化することによって、職員間の情報共有を図るという取組をしております。これによって、保育計画
や記録などが電子化されて、お互いの先生方が見やすくなったと思います。こういった取組をすること
によって、子どもと接する時間を確保するなど保育の質が低下しないように各園とも積極的に取り組ん
でいただいています。

また、町独自で保育補助員というのを6人配置しておりまして、こういった方が先ほどの消毒作業と
かに当たっていただきまして、保育士の負担軽減を図っております。さらに、規模の大きい認定こども
園のほうには、事務員を1人配置しておりまして、これも保育士の事務業務の負担軽減を図っておりま
す。

また、保育士の資質向上のために研修が必須でございますけれども、この新型コロナウイルス感染症の
影響で、研修機会の確保が難しい状況にはなっています。が、オンライン研修などによって研修機会を

確保し質の向上に努めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 3番，原田君。

○3番（原田秀史君） 町長から、また、担当課長からそれぞれ答弁をいただきました。

その中で、町長が言われる現在の非正規 —— 会計年度任用職員の体制というのは、平成12年の三位一体改革の中での民営化か公立化の中での生き残り策ではないですけど、そういった視点での現在に至っておるということ。それから、採用につきましても、私も覚えている限りでは、町長が平成12年から無いと言われましたとおりだと思います。町が保育園、認定こども園を運営していく上で、私が職員時代もそうでしたが、それを続けていくには、ある程度、正職員化の率を減らすということは理解はできます。そういうこともありますけど、現在の一割程度が正職員の方というのは、ちょっと近隣と比べても、まあこれは近隣と比べることではない旨のことを町長も言われましたが、しかしやっぱり、人並みではないですけど、近隣に近い形がいいのではないかと思いますし、園長に関しましても会計年度任用職員の方をということの答弁でありました。しかし、会計年度任用職員の方の給与表を見てみますと、フルタイム職員の方で最高23万3,400円ですね。これ、一番上限ですから、年齢が定年前になっても一緒ということで、手当に関しては、主任手当ということで現在5万円の手当てがついております。また、その他の期末手当とかを比べますと、これを近隣と比べますと、決して低い数字ではないかと思えます。会計年度任用職員に限ってのことです。

そうした中、県下の27市町村の採用状況をちょっと調べてみますと、27市町村がありますけどそのうちの25町村で平成28年度から令和3年度の6年間で多いところでは毎年、少ないところでもこの間1回の採用試験を行っています。

こうしたことは、非正規化に伴います就労環境の悪化による職員の士気の低下や早期離職の防止を考慮し、また、正規職員と非正規職員のバランスがある程度保たれていることによるスムーズな園の運営も視野に入れての各々の市町村の対応ではないかと思えます。

保育士に関するある調査では、全体として、非正規雇用を希望する割合が56パーセントで正規雇用を希望する割合の38パーセントを上回っていました。が、そのうちの独身者に限っては、正規雇用希望者が約60パーセント、非正規雇用希望者が約30パーセントという結果があります。こういうことから見ましても、本町でも非正規職員の方でも正規雇用を望んで頑張っている方が少なからずおられるのではないかと思います。

70人おられますが、全員、正規職員というのは、なかなか難しいこと。問題もありますが、その中で本当に子どものために保育士になり、その職を天職としてやられておられる方に対しましても、採用試験 —— 公務員試験ですよ、いうのを受けるチャンスを与えていただければと思いますし、やはりその正規職員の方が各園大体一人、多い所で二人ですか。おられますが、なかなか現実を聞きますと、非正規の方とのいろいろなことがあるように聞いておりますが、そうしたことが本人にとりましても、なかなか職場に定着してのキャリア形成できないことが、結果的には集団としての技能形成が困難になり、本来の組織としての運営にも支障を来す懸念もあると言われております。

こうしたことも踏まえ、先ほど町長が回答されましたが、正規の職員の採用をある程度の間隔を開けて定期的に行い、新卒者を含め正職になれる道を開くことで職場が活性化するとともに、職員の定着化が図れると思いますし、職員のバランスを取ることで、スムーズな園の運営、また、これから先の計画的な、まあこれは、会計年度任用職員の方を登用ということがありますが、それでスムーズに行く

のかどうかはちょっと私は疑問に思いますが、そういうことでございますので、採用試験のほうもできれば定期的に行なっていただきたいと思います。

それから、3点目についてでございますが、この国の配置基準は、最低基準としての位置付けの中の基準でございまして、先ほどの課長の答弁によりますと、必要数は47人。それに対して71人おられますから、まあクリアはされているのかなとは思いますが、ちょうど今、コロナ禍ではございますし、いろいろ保育士の方は仕事が多様になってると思います。こうした中で本町では、令和2年度の認定こども園の開設時には、保育補助員及び事務員の増配を行っております。先ほども課長が申されておりましたとおりです。

しかし、令和3年3月での第6次矢掛町振興計画の子育て環境の支援の中で、“今後は保育教諭（保育士）の不足に対応するための「保育人材の確保」と「就学前教育・保育の質の向上」が課題”であり、そのための具体的な取組として、“保育人材の確保及び業務負担軽減に努める”と明記してあります。このことは令和3年3月時点での保育士不足と過度な業務負担の現実を捉えてのことだと思います。

こうしたことを踏まえまして、補助員、現場の声を聞いての対応になると思いますが、こういう対策に人手が足りないと言いますかね。補助員の方が必要になれば、配置のほう、お願いしたいと思いきし、平常時において、園内の保全作業などを例えば、小・中学校に配置している校務員——学校の司る校務員ですが、役割をする人員を配置し、保育士の過度な業務負担の軽減をし、より保育に専念できる環境をつくることも必要ではないかと思いきす。

いずれにいたしましても、現場のこの時期でございますので、現場の状況を把握し、適切な人員の配置をお願いしたいまして、私、この質問を含め全ての質問を終わります。

最後に、私事で大変恐縮ではありますが、山野町長には、職員・嘱託職員時代の39年間お世話になりましたこと。また、議員としての4年間をともに町政に携わらせていただきましたことをこの場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 続きまして、8番、川上淳司君をお願いします。8番、川上君。

○8番（川上淳司君） 失礼いたします。議席8番の川上淳司です。通告により、質問させていただきます。私の質問としましては、今、テレビでもすごく話題のACジャパンがコマーシャルをやっております、ヤングケアラーについてお尋ねしたいと思います。

現在、矢掛町内のヤングケアラーの状況を教えていただきたいと思います。

全国を見ると、中学生で17人に1人、高校生では約24人に1人の方がヤングケアラーと言われています。矢掛町において、ヤングケアラーがどの程度いらっしゃるのか。また、町としての対応はどのように行っているか。

今回、総社市が県内初、全国2市目のヤングケアラーに関する条例制定を行っていますが、矢掛町としての対応はどのようにするのかをお尋ねします。

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 8番川上議員さんのヤングケアラーについての御質問に健康子育て課からお答えいたします。

まず、ヤングケアラーにつきましては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもと国が定義をしております。また、国の調査の結果によりますと、ヤングケアラーの3

割以上が学校にあまり行けていない状態であったり、中にはネグレクトや心理的虐待に合っているケースもあると指摘されています。また、子ども本人はヤングケアラーという自覚がなかったり、誰にも相談できずに抱えているという状況にもあるということで、そういった子どもたちへの対応について、家族の手伝いをするのは、本来は、本来はそれはすばらしい行為であるけれども、過度な負担により、学業に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題であるという点を理解した上で、我々是对応することが必要であるというふうにされています。

こういったヤングケアラーの現状、どの程度いるのかという御質問ですが、健康子育て課では、現時点でヤングケアラーである可能性があるかと把握しているケースが数件ございます。

次に、町としての対応につきましては、関係する機関からの情報や御家族などからの相談を受けて、それぞれの御家庭がお持ちの課題に沿った対応をすることとしています。

例えば、そういった御家庭からの御相談・御希望があれば、委託先のヘルパーが御家庭を訪問して家事援助を行うというサービスを用意しております。

次に、総社市が条例制定していることについて、矢掛町の対応ということですが、総社市の条例は、ヤングケアラーを含めた成人も含めたケアラー全体について、市の基本理念を定めたものでございます。総社市と矢掛町では組織や体制が異なっておりますし、健康子育て課では、子育て支援、児童家庭支援の一環として現在対応しておりますが、支援の対象者や支援の内容によっては複数の課が連携して取り組むべき課題ともなります。また、新たな人材の確保や財源の確保などの課題もございますので、今現在、当面の間は、条例制定は行わずに現状の対策の範囲で対応してまいりたいと考えております。

○議長（土田正雄君） 川上君。

○8番（川上淳司君） ほぼ理解させていただいたように思います。

しかしながら、再質問させていただきますが、総社市がヤングケアラーについてアンケートで集計した結果が、小学生125人、中学生の方が91名の方が、要するにヤングケアラーというふうになっておりまして、総社市では18人に1人ということになったようです。当然、矢掛町も同様と、全国平均を見た状況でも、同様と考えるべきではないかなと思っております。

しかしながら、先ほど課長もおっしゃいましたように、条例制定までは必要ないと思いますが、支援の方法を考える仕組みづくりを作っていただきたいと思います。ですから、たぶん、たぶんという言い方はここでは申し訳がないんですけど、教育課、福祉介護課、健康子育て課での協議を行っていただきたいと思います。で、ヤングケアラーを課を超えた協議会で、どのような支援が行えるかが今後重要になってくると思っておりますので、以上のようなことを考えられているかどうかの再質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 川上議員さんの再質問にお答えいたします。

総社市が18人に1人ということで、矢掛町でも同様ではないかということが考えられるということですが、今年の6月に国のプロジェクトチームがありまして、ヤングケアラーに関する取りまとめ報告というのが来ております。その中では、やっぱり自治体の現状把握が不十分であるという指摘がされています。こういったことから考えると、議員さん御指摘のように現状では、我々、健康子育て課ではまだ把握できていないケースがあるんじゃないかと推測されます。

また、ヤングケアラーの支援を考える仕組みということで、教育課、福祉介護課、健康子育て課で協

議の場を作ってということですね。今、我々、健康子育て課のほうには、要保護児童対策地域協議会という組織がありまして、ここでは、医療・保健・福祉・教育の関係者と課題のある御家庭や児童の支援について、検討する場を持っております。ですので、こういった場を活用して、協議、対応ができればと考えております。

だから国のほうが、来年度から3年間をヤングケアラーの認知度向上の集中取組期間ということで、社会全体でヤングケアラーの認知度を上げていこうという取組をするというふうに言っております。こうした中で出てくる国の施策を活用しながら、必要に応じて、今の体制で足りないところを補っていければと思っております。

○議長（土田正雄君） 川上君。

○8番（川上淳司君） 再質問でよくわかりました。全くその通りだと思いますし、これから国が取り組まれるということで、もう少し前へ進んでいくのかなあと思っておりますし、当然、テレビコマーシャルで、先ほどACジャパンがやっているということを言いましたけど、そういうことでの認知度はどんどん高まってくると思いますので、よろしくお願いします。

すみません、ちょっと急で申し訳ございませんが、教育長。最後に、ヤングケアラーがいじめ、不登校になりやすいと思われそうですが、その点をどのようにお考えになっておられるかをお話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 突然の御質問でございますので、私の思っていることをですね、ありのままにお伝えさせていただこうと思います。

実は、昨年の10月期にですね、教育長会議。12町村の教育長会議がございまして、そこでですね、岡山県教育庁人権教育生徒指導課のほうから職員が来ましてですね、こういう書類を、ヤングケアラーということで、我々も研修を受けました。で、これを受けまして、この資料を印刷をさせていただきまして、校長会のほうで配付をさせていただいて、情報の共有をまず行わせていただきました。

一般的に申し上げますと、今、お尋ねがございましたけども、いじめや不登校ともつながりがあるだろうと考えております。

教育委員会のほうでも、学校を通して、町内7小学校1中学校へ確認しましたところ、やはり、健康子育て課の課長が言いましたように、数件の状況があるようでございます。

学校のほうでも、しっかり家庭と連携をしながら、子どもたちの状況等々を確認しております。

私が一番大事なのはですね、やっぱり、その子どもを孤立させない。やっぱり、地域の中で子どもたちを育てていくという基本理念に基づいてですね。やっぱり、地域でそういう子どもたちにしっかり関わりをしながらですね、取り組んでいくことが大事だろうと思います。

で、そのための例えば理由を申し上げますと、各地域に公民館がございましてね。公民館のいろんな行事へですね、そういう子どもたちを積極的に関わらせていくこと。で、決してあなたを放っておくんじゃないよと。みんなで、この地域で、あなたの家族を守っていこうというふうな取組いうんでしょうかね。そういうものが何より重要ではなかろうかと思っております。答えになったかどうか分かりませんが、地域の中でやっぱり、地域の子どものを育てていく。これが、一番、私は基本的な理念だろうと考えております。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 川上君。

○8番（川上淳司君） ありがとうございました。教育長，突然の質問を振って申し訳ございません。そのとおりだと思いますし，今後もヤングケアラーには注視していきたいと思っております。

最後になりましたが，御回答いただきました嶋山教育長を始め，山野町長，お亡くなりになられた武井副町長，退職をなされました山縣副町長には，公私とも大変お世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げ，新たな場所での御活躍をお祈りし，質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 以上で，通告のありました方々からの一般質問は，全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議は3月7日月曜日午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は，7日月曜日午前9時30分から再開することに決しました。

それでは，これにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午後 1時59分 散会

令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和4年3月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（散会） 午前 9時51分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 土 田 正 雄   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦
総 合 政 策 監 安 部 正 和
企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治
健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一
産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正
上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志
矢 掛 病 院 事 務 長 稲 田 欽 也
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 丹 下 裕 之
総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士
企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎

教 育 長 嶋 山 英 二
総 務 防 災 課 長 堀 賢 一
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹
福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子
建 設 課 長 渡 邊 孝 一
教 育 課 長 藤 原 徳 忠
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之
企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第7号 普通財産の無償貸付けについて

- 日程第2 議案第 8 号 岡山県西部衛生施設組合規約の変更について
- 日程第3 議案第 9 号 矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第15号 矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について
- 日程第4 議案第17号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第5 議案第18号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第19号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第22号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第23号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 令和4年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第26号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第27号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第28号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第29号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第30号 令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算について

〜〜

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。4日の会議に引き続き、御苦勞様です。

本日の出席議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第7号 普通財産の無償貸付けについて

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第7号、普通財産の無償貸付けについてを議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** お尋ねします。説明会でいろいろな説明がありました。技能実習生と留学生の違いということですが、基本的には、借金を抱えて日本に来ているのではないかということでの説明がありました。それで、この子どもたちと言いますか、生徒たちは、借金を返すために一生懸命働くということにならざるを得ないのではないか。それで、授業料とか寮費とかをその自分で働いたお金で返すという形になると思うんですが、もっといっぱい働いて、できたら、その自分の収入にして、所得を増やして、ふるさとへ返したいとかいう思いがあるのではないかと思います。それで、もっと働きたい。それから、もっと働いていっぱい稼ぎたいということで、この基準を超えた時間働くようになるのではないかという疑問があります。それで、現在の労働法制に違反するようなかたちになるのではないかという点の一つ。

それから、この既存の施設は、宿泊を伴うような施設ではありませんから、消防法や建築基準法に照らしてどうなのか。適合しているのかどうかという点で疑問があります。

なぜ、そういうことをお尋ねするかといいますと、岡山の建設会社のベトナム人技能実習生が虐待を受けて、裁判になって、この技能実習生が裁判で勝つというような状況に今なりつつありますが、そういう状況が生まれることを懸念してお尋ねです。2点お尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 質問にお答えしますが、想像力がたくましいですね。自分の発想で想像すると。こういう問題については、やはり相手と当事者とが話し合って、当然ルールに従って行くと。特に、これから来られる人がこういうことが起きるんですよという想像は、当然、皆さんされればいいですが。そういうことについては、これから、この議決受けてから法制でありますので、参考になるところは、相手にきちっと申し上げる。前段の部分だろうというふうに思いますし、後半の部分は、今、日本の行政の中でルールなしでできることはありません。それも含めてですね、当然、ルールに従って事業執行していくということでありますので、違反行為の中でやるということはありませんけえ、安心して下さい。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 今の質問は、議案の内容を少し逸脱しておりますので、今後は注意していただきますよう、よろしくお願いします。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第7号、普通財産の無償貸付けについては、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第8号 岡山県西部衛生施設組合規約の変更について

○議長（土田正雄君） 日程第2、議案第8号、岡山県西部衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。7番、花川君。

○7番（花川大志君） 当該規約変更の趣旨は、熱利用施設の設置、管理、運用に関する事務との条文を付加するものですが、この方針・方策は、ゴミ焼却のエネルギーを循環する熱再利用の観点から、大変有意義なことと賛同いたします。

その上で、一点だけ。この規約変更が意味するものは、当該施設設置の根拠となるものであって、今後、イニシャルコスト・ランニングコストの派生が生じるものであるのならば、遠隔地に設置される同施設の利用、つまり、矢掛町民にとっての受益については、執行部としてはどう考えておられるか。

運用概要や施設の全容が決まっていない現状だと推察しますので、見解の一端で結構ですから、審査の前に御答弁を求めたいと思います。

○議長（土田正雄君） 町長。

○町長（山野通彦君） 7番議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずですね、この焼却施設にあたりまして、里庄町さん、浅口市さん、本当に御苦労に御苦労を長期間掛けて、住民の理解を得られたことに対して、心から敬意をまず表したいというふうに思います。議員さん方も、それは共有していただきたい。

そういう中で、本体は焼却施設であったものが、住民要望でいろいろ意見が出たということの中で、この熱利用施設と温浴施設の要望が出たということでもあります。最初からこれが、焼却施設の本体の中へ入った構造にはなってなかった。

井原市とお互いは、インセンティブの事業だろうというふうにしておりましたが、なかなか地元説得が難しい。何が一番ポイントなのかと、いろいろありました。その中で、この問題が多く取り上げられて、インセンティブでありますと、浅口・里庄の施設というふうになるんですが、ぜひですね、かなりお金が掛かります。井原市の不燃物については、インセンティブ5億円と頭打ちで始めましたが、それをこの焼却施設へも引用しようとするんですね、はるかに超えるので、この事業はできない。そうすると地元チェックとか難しいと、いろいろなやりとりが、これはもうありました。

その中で、このお互いの頭の中は、施設整備については、もうやむを得ないだろうということで、三市二町合意してですね。この事業へ取り組むことにしたと同時に、その点では建設費についてもじゃね、当然、三市二町の焼却施設と同じような負担でやろうということの合意でありましたが、この施設について、どういうふうに、いま、進行中ではありますが、できるだけ財源の確保ができる施設でやりたいということで、今進んでおる最中ですが、今言われますように、この利用について、誰が対象でどうかということでもあります。ここへこう上げてきたいことはですね、事務ばあではなしにですね、施設は平等です。極端に言や、三市二町でなしに、かなり幅広く使用できる。つまり、使用料収入を確保してですね。負担割合を少なくしようという手法であります。

多少ですね、統一見解もいるので、こういう質問も出るだろうということを予測しておって、ちょっと西部組合の考え方をちょっと読みしてもらいます。

遠い市町村の住民に利用しないのではないかという質問が出た場合、組合市町の中には、温水プールやフィットネス等の類似施設を持たれている自治体——ここじゃ、極端に言やあ井原市ですね。お互いも温浴施設あります。の自治体もあり、遠方にお住まいの方にとっては、本施設を類似施設と同様に日常的に利用していただくことは難しいかもしれません。という認識ですね。しかしながら、それらの類似施設とは異なった特色や役割を持たせ、三市二町の組合が整備する広域連携拠点として、遠方にお住まいの方も利用しやすい仕組みづくりについての検討を進めておりますと。これ、西部衛生。また、災害時。災害時は、本施設の温浴施設を一般開放する予定としており、組合市町の住民が安心できる場としての活用が期待される。というような状況で進めていますということは、利用は、まあどうぞ御自由にと。

で、問題は、これから、費用の負担の問題についてですね。設備は申しましたが、これから、運用ですね。これが、これからです。その中で、ここではちょっと今、交渉している真っ最中。利用者が非常に多い所とほとんど利用をしないだろうと。特に、井原市が一番大きな問題なんですけど。この点については、今のところまだ交渉中というふうになっていますので、議員の質問だけから言わせば、もう町民はですね、どういう状態であろうと使うことについては、どなたも御自由にというふうになっておるので、そこは、問題ないんで。首長から言わせば、利用負担の問題。私の主張は、利用した割合で負担したらどうかというのが考えですけど。あちらさんがそういう考えでなしにですね、焼却施設を同じようにしたらどうかという考えの相違があるということは、ちょっと申し上げておきますけども。

何にしてもですね、ほぼ、今の段階まで来ておって、これから事務を進めていかんやいけん。とりあえず、この何をしないとですね、この事務が、西部衛生ができないという規約変更でありますので、御理解いただければと思います。

○議長（土田正雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、岡山県西部衛生施設組合規約の変更については、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第9号 矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について

議案第 15 号 矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について

議案第 16 号 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について

**○議長（土田正雄君）** 日程第 3，議案第 9 号から議案第 16 号までの条例制定案件 8 件についてを一括議題といたします。これは、説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号から議案第 16 号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号、矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第 10 号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 11 号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 12 号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について、議案第 14 号、矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について、議案第 15 号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第 13 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 16 号、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定については、産業福祉常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 4 議案第 17 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（土田正雄君） 次に、日程第 4，議案第 17 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 17 号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第18号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について

議案第19号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第20号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について

**○議長（土田正雄君）** 日程第5，議案第18号から議案第20号までを一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号から議案第20号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第18号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について、議案第19号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第20号、令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について

議案第22号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第24号 令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第25号 令和4年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第26号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第27号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第28号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第29号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第30号 令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（土田正雄君） 日程第6，議案第21号から議案第30号までを一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第21号から議案第30号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算について、議案第22号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号、令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第24号、令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第25号、令和4年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第26号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第27号、令和4年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第28号、令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第29号、令和4年

度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第30号、令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は、3月16日の水曜日午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、16日の水曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため各常任委員会が、次の日程で開催されます。8日の火曜日、午前9時30分から産業福祉常任委員会が、午前10時30分から総務文教常任委員会が、どちらも議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が9日の水曜日、10日の木曜日、11日の金曜日は午前9時30分から、14日の月曜日は午後1時30分から、いずれも議会全員協議会室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前9時51分 散会

令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 令和4年3月16日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（閉会） 午前10時26分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 土 田 正 雄   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦
総 合 政 策 監 安 部 正 和
企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治
健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一
産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正
上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志
矢 掛 病 院 事 務 長 稲 田 欽 也
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 丹 下 裕 之
総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士
企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎

教 育 長 嶋 山 英 二
総 務 防 災 課 長 堀 賢 一
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹
福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子
建 設 課 長 渡 邊 孝 一
教 育 課 長 藤 原 徳 忠
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之
企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 委員長報告 議案第 7 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議案第 9 号 矢掛町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 18 号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第 19 号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 20 号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 21 号 令和4年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 22 号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 23 号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 24 号 令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 25 号 令和4年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 26 号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 27 号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 28 号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 29 号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算について

日程第3 発議第 1 号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難する決議について

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。今月7日の本会議に引き続き、御苦労さまです。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（土田正雄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長。

○町長（山野通彦君） 報告第9号、矢掛町観光振興ビジョンの策定について、御報告申し上げます。

お手許に配付しております冊子を御覧いただきたいと存じます。なかなか、中身までは今見えないと思いますけど、後日しっかり見ていただけたらと思います。

人口が減少していく中で、観光は地域の経済に大きく寄与するものであり、国や地域を越えた新たな交流が拡大することにより、矢掛町の持続的な発展に向けた大きな効果と役割が期待されます。

地域の価値を高め、持続的な成長を促進し、将来に向けてより豊かで成熟した地域社会の構築につなげていくため、本町が目指す観光振興に向けた取組の方向性について、新たに観光振興ビジョンとして矢掛町が地方創生推進交付金を活用して策定したものであります。

策定にあたりましては、やかげDMO及び財団法人宿泊施設活性化機構JALFが中心となり、岡山商科大学 鳥越名誉教授に委員長をお願いし、岡山大学 中村特任教授を始め、矢掛町議会、町内の観光関係団体、商工団体、交通事業者、宿泊事業者等で構成する策定委員会を昨年10月に設置し、議論を積み重ねた内容を基に素案を作成し、パブリックコメントを経て、このたび策定したものでございます。

お手許の冊子を御覧いただくことで、詳細な内容説明につきましては割愛させていただきますが、概要といたしましては、町民と観光客が一体となれる空間、来て良かった、住みたい町、“人が集まり 賑わいと笑顔があふれるまち やかげ”を目指す将来像とし、その達成に向け、①DMOを中心とした民間活力による魅力の創造、②経済効果分析等による戦略的な観光振興の推進、③歴史・文化・自然環境の保持による町民が誇りを持てる観光振興に取り組むことを基本方針としてまとめております。

今後は、このビジョンを基に、やかげDMOが中心となり、関係者と協働して民間活力により継続的に観光地域づくりによる活性化を推進し、持続可能なまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、御理解御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、このビジョン策定にあたり中心的な役割を担っていただいた、やかげDMO、JALF、策定委員、関係機関の方々に対しまして、感謝申し上げます。

報告第10号、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に対する抗議について、御報告申し上げます。

2月24日、ロシア連邦がウクライナへ軍事侵攻を開始し、子どもを含む多くの民間人の命が奪われるという悲惨な事態を招き、国際社会の平和と秩序、そして安全を脅かし、明らかに国際連合憲章に反する行為であるため、強く抗議いたします。このメッセージを私自身、町民を代表して、ホームページ・SNSを通じて、発出いたしております。

今回の軍事侵攻及びロシア大統領による核兵器の使用の示唆は、断じて容認できるものではありません。世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、一刻も早くロシア軍の攻撃停止と撤退並びに平和的解

決を強く願うものであります。

また、日本赤十字社岡山県本部から、社会福祉協議会を通じて、ウクライナ人道危機救援金の受付を行うとのことがありました。今月14日から5月31日までの間、募金箱を役場町民課、農村環境改善センター、やかげ町家交流館、矢掛病院及び道の駅へ設置し、また、郵便局・銀行での振込にも対応いたしております。詳しくは、ホームページ・SNSなどでお知らせいたしておりますので、皆様の温かい御支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

~~~~~

- 日程第2 委員長報告 議案第7号 普通財産の無償貸付けについて  
議案第9号 矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第10号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第11号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第12号 矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について  
議案第13号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第14号 矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について  
議案第15号 矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について  
議案第16号 矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について  
議案第17号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について  
議案第18号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について  
議案第19号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第20号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について  
議案第21号 令和4年度矢掛町一般会計予算について  
議案第22号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
議案第23号 令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
議案第24号 令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第25号 令和4年度矢掛町病院事業会計予算について  
議案第26号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
議案第27号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算について  
議案第28号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について  
議案第29号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第30号 令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算について

**○議長（土田正雄君）** 町長からの報告が終わりました。

日程第2、議案第7号及び議案第9号から議案第30号までを一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る7日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、高月敏文君、お願いいたします。2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議において付託を受けました、議案第9号、矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町中山間ふさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について、議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定についての6件について、3月8日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

議案第9号、矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定についての審査では、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

議案第10号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、任命権者は誰なのかといった質疑はありましたが、審議の結果、全会一致で了といたしました。

議案第11号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第12号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定についての審査では、「地元を守るという気持ちが薄まるのではないか」、出動手当てについて、「器庫待機の団員の出勤報酬は?」「定数削減の基準はあるのか」といった質疑はありましたが、審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第14号、矢掛町中山間ふさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定についての審査では、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定についての審査では、「設置主体は町なのか」また、「地域住民の定義は何か」「他地域の住民が避難の場合はどうなるのか」「使用料金は避難時以外は全て必要なのか」といった質疑はありましたが、審査の結果、賛成多数で了といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。3番、原田君。

**○3番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました、議案第13号及び議案第16号の2議案の審査のため、3月8日に産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、関係職員から説明

を聴取しながら慎重に審査を行いましたので、その審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第13号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、対象人数についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了いたしました。

次に、議案第16号、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定についての審査では、県内のこうした重伝建地区の状況、また、条例制定後の運用に関して質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了いたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告といたします。

**〇議長（土田正雄君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いします。1番、田中君。

**〇1番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会、委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議において予算決算常任委員会に付託を受けました、財産の無償貸付案件、過疎計画変更案件及び令和3年度矢掛町一般会計補正予算と企業会計補正予算、そして、令和4年度一般会計当初予算及び各特別会計並びに企業会計予算案件について、今月9日から14日の4日間にわたり、付託案件審査のため予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、教育長のほか関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして、御報告いたします。

議案第7号、普通財産の無償貸付けについては、貸付け後においても旧矢掛商業高校跡地のグラウンドは矢掛高校生徒の部活利用へ継続させたい旨の要望がありました。審査の結果、賛成多数で原案を了いたしました。

議案第17号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了いたしました。

議案第18号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について、小・中学校トイレ改修の全体計画及び温便座化の方針、繰越明許に計上している事業の完了予定月、有害鳥獣駆除事業、森林経営管理事業の減額補正の要因、アスリート育成補助金、町営墓地の支障木伐採等について、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了いたしました。

議案第19号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了いたしました。

議案第20号、令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）については、処理場建設費の減額理由の質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了いたしました。

議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算について、当初予算については審査の概要を所管課ごとに報告します。

総務防災課所管については、消防団報酬と防災士の資格取得後の活動、デジタルデバイド事業のゴール設定、航空写真撮影の実施方法、防災拠点人材育成事業などについて質疑応答がありました。

企画財政課所管については、地域おこし協力隊のうち定住者の人数、特産品ブランド化事業の内容、ふるさと納税の増額要因、ふるさと納税返礼品の町内生産品の推奨など質疑応答がありました。

町民課所管については、マイナンバーカード申請支援事業の講座におけるマイナンバーカードの取得

目標、LED防犯灯設置費補助事業で新たに造成された住宅団地への設置条件、LED防犯灯機器の耐用年数、各防犯協議会からの要望の内容等についての質疑応答がありました。

健康子育て課所管については、ひとり親家庭医療費給付事業の減額理由、児童福祉施設事業の増額理由、児童手当支給事業の減額理由、健康増進費の委託料の有料対象者見込みを減少している理由、ひとり親家庭医療費給付事業の4区分の各々限度額、要保護児童対策地域協議会事業の対象となる児童数、児童手当支給事業の所得制限限度額超過世帯数、ひとり親日常生活支援事業の令和3年度実績、放課後児童健全育成事業の法的根拠及び利用児童数と支援員の人数、各園の保育士人数、母子保健費の健診委託料でのアレルギー検査の有無、がん健診の検査内容、脳ドックの対象年齢の理由などの質疑応答がありました。

福祉介護課所管については、地域福祉バスの乗車率、障害者総合支援事業の対象者数、地域福祉基金事業の減額理由、障害者総合支援事業の減額理由、通所奨励金の対象者人数と町外施設の利用の是非などについて、質疑応答がありました。

矢掛寮については、コロナ対策の寮の考え方、入所者にコロナ禍での精神的な閉塞感の有無、今年度減額としている理由、入所・退所となる条件、入所者で成年後見人制度を利用している人数、保護者がいない入所者の買物などの対応について、質疑応答がありました。

建設課所管については、運動公園線の用地取得状況、交通安全施設工事費の増額要因、かわまちづくり事業では土地購入費の内容と事業実施によるリスクの有無、オートキャンプ場を整備した自治体と設置数、左岸の整備の計画、ふるさとの川リフレッシュ事業の伐木の進捗状況と今後の計画、伏村線の防災工事完了時期、骨格予算による小規模かんがい排水事業や狭あい道路整備事業の予算未計上、木造住宅耐震改修の補助金活用が進まない理由、西町イベント広場の活用計画などについて質疑応答がありました。

教育課所管については、毎戸遺跡発掘調査事業の調査面積と保存方法、遺跡付近のソーラー発電施設の調査への影響、重伝建の防災計画策定のコンセプト、重伝建地区の修理事業で申請時の設計書の必要性和実施順位の決め方、B&G海洋センターの大規模修繕の内容、矢掛高校魅力化事業の発信方法、いじめの実態と件数、文化センターのイベントなどについて、質疑応答がありました。

産業観光課については、空き家改修補助金の内容、中山間地域等直接支払交付金事業の対象団体数、空き家活用新規創業支援事業の見込み件数減の理由、賑わい創出事業に対する考え、DMO事業費に対する町への波及効果、町有林保育作業委託料の内訳、災害復旧融資利子補給の対象事業者数、農業次世代人材投資資金の内容などについて、質疑応答がありました。

上下水道課、議会事務局所管予算については、特段の質疑はありませんでした。

各所管予算を慎重に審査した結果、議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算については、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第22号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第23号、令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について、地域ミニデイサービス事業の補助基準について、介護給付等費用適正化事業のそれぞれの事業内容、成年後見人制度利用支援事業の町内対象人数と後見人の人数などについて、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第24号、令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第25号、令和4年度矢掛町病院事業会計予算について、コロナ感染症機器材購入の計画について、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第26号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第27号、令和4年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第28号、令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第29号、令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第30号、令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** それぞれ、委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 議案第7号、普通財産の無償貸付けについての反対討論を行います。無償貸付けによって、この貝畑学園という企業が矢掛町にやって来て、起きるかも知れないさまざまな懸念に全く答えることができていない。議論ができていない。その1点をもって、反対とします。パートの二の舞は御免だということです。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 議案第7号について、ほかに討論はありませんか。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 賛成の立場で討論させていただきます。

今度、ここに来る貝畑学園については、事前に説明も受けておりますし、優良な企業だと判断しておりますし、今回は、無償で貸すかどうかだけの審議でありますので、賛成とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 議案第7号について、ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** その他の議案に対する討論はありませんか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について、反対討論をします。条例の目的は、第1条に“この条例は、災害が発生又は発生の恐れがある場合に、地域住民その他避難を必要とする者の地区避難所として設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする”とあります。第4条に、“避難所は、災害発生時又は災害発生のおそれのあるときに、町長の許可なく使用できるものとする”続けて、第2項に“前項以外のときには、町長の許可を受けて避難所を使用することができる”で（使用料）と書いてあって、第5条に“前条第1項による避難所の使用は無料とし、前条第2項の使用については、町長が別表に定める使用料を徴収する”そして、別表で“第4条第2項に基づき使用する場合、避難室等使用料1時間につき200円、冷暖房使用料1時

間につき 200 円” となっております。

避難所は、そもそも平成 30 年の西日本豪雨災害によって、全町にわたって被害が広がりました。なかでも、中川地区が最も被害が甚大でした。中川地区で、全壊半壊の被害を被った方々から、「避難しろ」と言われても避難場所がない。小田川の南に逃げ場所を造ってほしいという切実な要望を元に造られたものです。

避難場所は、日常的に使えて、どこに何があるかよくわかっていなければ、お茶ひとつ飲むこともできませんし、まして、そこで寝泊まりや食事も取るとなれば、日ごろから使い慣れてなければ何もできないと思います。西日本豪雨災害の時に、私どももそのことは、町内会の公会堂をいきいきサロンで使っていたので、ご飯を炊いたり、お茶を飲んだりできます。避難された被災者に大変喜ばれます。

第 4 条第 1 項にいう“災害時又は災害の恐れのあるときには、使用料が無料”はまあ当然ですが、少なくとも、避難訓練の時にも無料にすべき。地域との懇談会で覚書を交わすつもりだとの話がありましたが、これは口約束でしかありません。条例の中に少なくとも避難訓練の時には無料だと明文化すべきだと考えます。それがないので、地域住民の声を添えて、反対討論とします。

**○議長（土田正雄君）** 議案第 15 号に対するほかに討論はありませんか。2 番，高月君。

**○2 番（高月敏文君）** 賛成の立場で発言します。

中川地区の中川南避難所については、避難所だけでなく、集会所等の活用も考えておりますので、そういう場合には、使用料を必要と考えております。また、先ほど石井議員も言われたように、地元との利用については、使用条件等調整していくと私も聞いておりますけど、そこをもう少ししっかりと協議していったら、特に問題ないと考えております。よって、条例そのものには問題ないと思いますので、賛成といたします。以上です。

**○議長（土田正雄君）** 議案第 15 号に対するほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** その他の議案に対する討論はありませんか。5 番，石井君。

**○5 番（石井信行君）** 議案第 21 号，令和 4 年度一般会計予算についての反対討論を行います。

商工費の中の DMO への予算は、観光振興、にぎわい創出という名目でさまざまな予算が組まれていますが、費用対効果、その説明、あるいは検証そのものが全くなされていないと私は思います。よって、この令和 4 年度一般会計予算について、反対討論とします。

**○議長（土田正雄君）** 議案第 21 号に対するほかに討論はありませんか。1 番，田中君。

**○1 番（田中輝夫君）** 令和 4 年度一般会計予算は、骨格予算であります。骨格予算ということは、必要最低限。最低限とはいいいませんが、これから 4 年度の事業を行うには、極力これだけはやっていかないといけないというふうな予算額であると思いますし、今までやってきた継続事業。これを継続していく費用が含まれております。そういうふうな中で DMO に対する資金が多いというふうな意見もありますが、やはりこれからの矢掛町のまちづくりを考えた場合には、観光振興というふうなのは、必要なことでありますし、予算的には多くないというふうなことがあります。中でも一番難しいのは、費用対効果がどうなのかというふうなのは、なかなかすぐに一朝一夕には表せませんが、今後の様子を見てからというふうなことで決めていったほうがいいのかとかというふうにして、賛成の立場で言わせてもらいました。

**○議長（土田正雄君）** 議案第 21 号に対するほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** その他の議案に対する討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第7号、普通財産の無償貸付けについて、議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定について及び議案第21号、令和4年度一般会計予算については討論がありましたので、議案第9号から議案第14号まで及び議案第16号の条例改正・制定案件7件、議案第17号の矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の変更案件1件、議案第18号から議案第20号までの補正予算案件3件、議案第22号から議案第30号までの令和4年度各会計当初予算案件9件についてとそれぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第9号から議案第14号まで及び議案第16号の条例改正・制定案件7件、議案第17号の矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の変更案件1件、議案第18号から議案第20号までの補正予算案件3件、議案第22号から議案第30号までの令和4年度各会計当初予算案件9件については、委員長報告はこれを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第9号、矢掛町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町消防団条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例制定について、議案第16号、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について、議案第17号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第18号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について、議案第19号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第20号、令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第22号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号、令和4年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第24号、令和4年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第25号、令和4年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第26号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第27号、令和4年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第28号、令和4年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第29号、令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第30号、令和4年度矢掛町各財産区特別会計予算については、それぞれ原案のとおり可決決定することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありました、議案第7号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第7号、普通財産の無償貸付けについての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第7号、普通財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第15号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第15号、矢掛町地区避難所の設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第21号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第21号、令和4年度矢掛町一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。ただいま、山野豊久君ほかの皆さんから、ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難する決議についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難する決議について

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難する決議についてを議題といたします。

なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。



これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻を強く非難する決議については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。

ここで、3月末で退任される教育長から御挨拶があります。教育長。

○教育長（嶋山英二君） 貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。本3月議会の冒頭、町長よりありましたように、私、嶋山は、本年3月末をもって、教育長を退任させていただきます。

平成24年10月1日より前任の武教育長の後を受けまして、本年令和4年3月末まで、通算3期9年6か月務めさせていただきました。

いろんな方からですね、「どうして辞めるのか」「どこか体調でも悪いのか」というふうな御心配をお掛けしましたけれども、体調は特に問題ありませんので、あえて申し上げておきます。本来は、昨年3期目の終わり、9月末をもって退任させていただきたかったのですが、後任の教育長が不在となって、教育行政を停滞させてはいけないと思い、後任が決まるまでの年度末まで、微力ながら務めさせていくことといたしました。

また、山野町長が12月議会で今任期での退任を表明されましたけれども、山野町長より任命をいただきました者として、ここで退任するのが適当であろうとの考えに立った次第であります。

お世話になりました9年6か月を振り返り、今でも鮮明に頭の中に残っておりますのは、平成30年7月の西日本豪雨災害のことです。もう、二度と決してあってはなりませんけれども、あの災

害に対し多大な被害を受けました中川小学校、中川公民館、中川保育園の復旧工事への取組でございます。該当施設の職員は元より、保護者、地元の方々、消防団を始め多くの方々の御支援がありました。なかでも、私も教員の出でございますので、中川小学校への町内の小中学校に勤務されていた先生方の力強い御支援でございました。中には、被害の多かった真備町に御自宅のある先生が、自宅のことは後回しにされ、中川小学校の復旧に関わっていたという事実でございます。正に、チーム矢掛の底力でございます。また、多くの小・中学生、高校生も関わっていただきました。

そんな矢掛町で教育長として勤務させていただきましたことは、私の一生涯の大きな大きな財産でございます。山部新教育長のもとで、新しい発想で、矢掛町の教育行政の更なる充実向上を期待しているところでございます。力不足の点はお許しいただき、これまで皆様からいただきました温かい御支援、御協力に心から感謝を申し上げます。今後は一町民としまして、教育行政はもちろんのこと矢掛町の更なる発展をお祈りし、意を尽くしますが、退任の御挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（土田正雄君） 次に、閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年第2回矢掛町議会第1回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました、教育委員会教育長の任命に同意を求めることについての議案のほか、計26議案につきまして、慎重な御審議により、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、十分参考にさせていただきたいと存じます。

さて、本年5月をもちまして、町長・町議会議員の任期が満了でございますので、今期、最後の定例議会となります。御勇退されます議員におかれましては、長年にわたりまして、町政振興に御尽力をいただきました功績に対しまして、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。今後とも、健康には十分留意されまして、それぞれのお立場で、本町発展のために引き続き力強い御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

そして、引き続き、立候補を決意しておられる議員さんにおかれましては、今後の御健闘をお祈り申し上げます。

最後に、私事で誠に恐縮ではございますが、昨年12月議会での意思表示以来、町長としての在任期間も、残り僅かとなりましたが、私にとりまして、この議会が最後の定例議会でございますので、この場をお借りして、御挨拶を申し述べさせていただきたいと思います。

町職員として、昭和35年8月、旧小田町からスタートしてから、61年10か月、行政の執行権者としては平成18年5月から、町長に就任させていただいてから4期16年、矢掛町の発展に全力を注いでまいりました。この間、町民の皆様を始め、議会の皆様方の御理解・御協力をいただく中で、住民生活に密着したあらゆる施策を積極的に展開し、“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”づくりに努めてまいることができました。

本町の長い歴史の中、議員皆様を含めた歴代の議員の皆様には、この議会運営並びに諸行事等大変なお世話になりました。重ねて厚く御礼申し上げたいと思います。

そしてまた、歴代の副町長、教育長を始めとする役職員の人材に恵まれ、また、町民の皆様の温かい御支援をいただく中で、本町の発展に寄与することができましたことは、大変有り難く、改めて全ての

方々に厚く御礼申し上げます。

どうか、議員の皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいまして、今後、ますますの御活躍と御健勝を心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 以上をもちまして、閉会といたします。なお、この後10時45分から、議会全員協議会を開催いたしたいと思いますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れさまでした。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員